

平成 2 0 年旭市議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 3 号）

平成 2 0 年 9 月 8 日（月曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 3 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
1 0 番	柴 田 徹 也	1 1 番	木 内 欽 市
1 2 番	佐久間 茂 樹	1 3 番	日 下 昭 治
1 4 番	平 野 浩	1 5 番	林 俊 介
1 6 番	明 智 忠 直	1 7 番	林 一 雄
1 8 番	高 木 武 雄	1 9 番	嶋 田 茂 樹
2 0 番	向 後 和 夫	2 1 番	高 橋 利 彦
2 2 番	林 正一郎	2 4 番	神 子 功
2 6 番	林 一 哉		

欠席議員（ 2 名）

9 番	嶋 田 哲 純	2 5 番	伊 藤 鐵
-----	---------	-------	-------

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	福 祉 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	農 水 産 課 長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	都市整備課長	渡 辺 輝 明
消 防 長	菅 谷 衛 一	会 計 管 理 者	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	水 道 課 長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	学校教育課長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長	林 久 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
事 務 局 宿 舎 人 員 長	野 口 國 男	農 業 委 員 会 長	小 田 雄 治
国 民 支 配 再 整 備 室 長	鎚 木 友 孝	農 事 務 局 長	鈴 木 清 武
		病院經理課長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

滑 川 公 英

○議長（明智忠直） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

○8番（滑川公英） おはようございます。

第3回定例議会に一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

9月1日夜の福田総理がやめるという大サプライズがありましたが、安倍総理に続き2人とも1年足らずでやめるなんて、国政に対して敵前逃亡です。国は、日本の景気を、経済成長を、行政改革を、拉致問題をどうするのでしょうか。

今、産業界では、原油高騰に端を発した原材料価格高騰を製品価格にスライドさせております。パン、めん、チーズ、サラダ油等の工場生産食料品、ガソリン、軽油、灯油、重油、肥料、段ボール、ビニール等の農業資材、牛、鶏、豚等の飼料、鋼材、セメント等の建設資材など山ほどあります。ほとんどの購入品が値上がっています。逆にほとんど上がらないのは、肉や魚や野菜の市場価格です。人件費、原材料の値上がり分を製品価格に上乗せしにくい中小零細。景気がよくなった実感が伴わないうちに、地方は不景気風が吹いています。地方経済の活性化なくして地方はよくなりません。何としてもこの暗雲を切り開かなければな

らないと考えているうちの一人です。

答弁は具体的にお願いいたします。

1として、国でも今、総合経済対策を取りまとめ中ではありますが、我が旭市では産業界に対し、生産資材高騰にどのように対処するつもりなののでしょうか。

Aとして農業、Bとして工業、Cとして商業その他。

大きい2として、中央病院について。

市立病院の再整備については6月議会の一般質問でも伺いましたが、今、国が医療制度の見直しを行っている最中に、しかも建設資材の高騰が続く最悪の時期に200億円からの借金をし、340億円も投じて急いで建設しなければならないのか。国の方針が確定し、もう少し社会経済情勢が安定してから、市民の声をよく聞き、専門家も交え、みんなで十分過ぎるほどの検討をした上で、国・県の中央病院の補助金をきっちりと確約いただいた上で、絶対に将来にツケを回さない確信の基に再整備を進めるべきではないのでしょうか。

また、数々のメリットがあるとはいえ、7万人で93万人の医療を背負うのはいかなものなのでしょうか。1,000床近い大病院にした千葉県と国の責任が一番あると思いますが、Aとして、6月議会で私の質問に伊藤病院事務部長は、千葉県と協議して開発行為に当たらないと答弁しているが、いつ、どこで、誰とどのような書類を基に協議したのか。また、法的根拠についても伺いたいと思います。

この問題については、開発行為に大変詳しい先輩議員からの県の許可の必要な開発行為だというお墨つきを受けております。法を守らず立場の市が絶対に違法行為をしてはならないのが世の中の常識だと思いますので、納得のいく説明をお願いいたします。

また、先日の先輩議員の議案質疑の中で米本建設課長は、コの字型の市道の付け替えは、病院位置関係を優先し食堂に配慮したと答弁しています。また、事務部長は、建設課と協議と答弁しています。協議する先が本当に建設課なののでしょうか。

Bとして、雨水を舗装から地下浸透で間に合うのか。

どのぐらいの降雨量を想定し、どのような方法で処理し、それに伴う設備の耐用年数と、6月議会では聞けなかった詳細な説明を伺いたいと思います。

Cとして、銚子市立病院の突然の休止の影響について。

393床、職員206人、稼働中は276床です。この病院の退場が周辺地域に与える影響は計り知れないと思いますが、中央病院ではどのように考えているのか。今でさえ旭市民は、救急にかかっても入院できずに帰される事例が聞こえてきますので。

大きい3番として、ごみの焼却場について。

Aとして、資源高騰によりごみが資源に変化しました。リサイクルセンターの資源ごみの搬入が減っているというわけがありますが、昨年度と今年度の収集実績を比較してどのようになっているのか、環境課としてはどのように分析しているのでしょうか。

Bとして、クリーンセンターの民営化について。

今、クリーンセンターは、何人の職員で運営されているのでしょうか。ごみの収集にしても焼却場の運営にしても、問題があるやに聞いております。素人考えですが、焼却場の運転についても、毎日オンオフしていれば、焼却炉の耐火レンガの寿命も短くなります。片方の焼却炉を24時間運転し、足りない分をもう片方の焼却炉で焼却すれば、少しは耐用年数が延びるのではないのでしょうか。そろそろ収集も焼却炉も民営化を考えてはいかがなものでしょうか。行政の方向性をお伺いいたします。

大きい4として、道路政策について。

Aとして、生活道路の市道編入について。

鎌数の宮本、元締地区にまたがるでこぼこ道は、生活道路として、通学路として10軒以上の市民が毎日利用し、また、狭いが通り抜けもできるのでいろいろな方々の通行もあり、大変重要な役割を担っております。ところが、道路側溝もなく水道もなく舗装もなく、自家水道は浄水器を通し、近くに親戚のある家庭はポリタンクで毎日水道水をもらい、周りには田んぼは1枚もなく畑ばかりです。おまけに浄化槽の汚水は、排水路なしの垂れ流しです。建設確認で新居を建設以来、固定資産税、都市計画税付きの重税感、この現況を見た人は、これはひどい、市に頼んでどうにか解消したくなる、市長もそう思った一人ではないのでしょうか。市民は、行政サービスを受ける権利がある。両地区の区長さんの要望書もあるはずです。江ヶ崎区にも同様の所が多々あります。このような地域を廃止することこそが市の道路政策であり、そのために職員もいるのではないのでしょうか。

生活道路の市道編入については、旭市狹隘道路取扱要綱があり、第2条に、幅員4メートル未満で、工作物、建物、地形及び拡幅について関係地権者の同意が得られない等の理由から判断して拡幅ができない道路。第3条、狹隘道路には予算の範囲内で舗装及び排水施設として側溝工事等を行うものとする。整備の要件として、第4条、1、境界が明確、2、道路用地が市の所有にかかわるものではない場合にあっては、市に無償譲渡され、かつ所有権の移転が速やかにできること。ただし、国有地は除く。3番、市道、県道または国道に接続していること。第5条、この要綱に定めるもののほかに必要な事項は市長が別に定めるとあり

ます。宮本地区だけでなく、難しい所は狹隘道路で整備すべきではないでしょうか。当局の英断を求めます。

Bとして、通学路について。通学路の整備状況についても伺いたいと思います。また、7月に開催された子ども議会の二中の通学路の質問と回答についてどのような内容だったのかお示し願いたいと思います。

大きい5番として、車検整備の行政の対応について。

6月議会答弁で、整備振興協会の会長さんの話では割り振りは難しいとの話でしたが、振興協会に責任を押し付けるような話だったので、難しいと発言したそうです。このことは、行政側では自分で手をかけずに会長さんに丸投げしたかったのでしょうか。

整備振興協会には事務局はないそうです。結果的に8か月も先送りし、結果は1年前とほとんど変わらない。市長がいつもおっしゃる地元業者の育成とはかけ離れたことを職員は平気で実行しているのでしょうか、それとも車検は今年度は極めて少ないのでしょうか、お伺いいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問につきまして、生産資材高騰に対しまして、農業の部分につきましてお答えさせていただきます。

議員の質問にありましたように、今、本当に農業はいろんな生産資材が上がっております。A重油から、あるいは化学肥料、あるいは畜産のえさ、そんなことでほとんどすべて上がっているわけですが、農畜産物がなかなか上がっていけない。いろんな経営悪化が実は深刻になってきております。いろいろ全国各地でJAさん等が中心となりましていろんな緊急集会、こういうことをされて、国あるいは県に対していろんな面で運動が起こっているということは承知しております。

現在、市としての対応でございますけれども、一つ、農水省におかれましては、この部分につきまして、原油価格と肥料価格の高騰対策としまして、燃油と化学肥料の使用量をそれぞれ2割以上低減する農業者グループを対象としまして、燃料費と肥料費の増加分の2分の1を補てんするような方向で現在補正予算等入っておりまして聞いております。

あるいは千葉県につきましては、省エネ関係器具の導入というようなことで、これは省エネ型の暖房機、これを買替える場合、こういう場合に、あるいはヒートポンプ、電気を使

う暖房器具、こういうものに対しまして9月の補正予算で農業者への支援を予定しているところで聞いております。

市におきましては、現在、農業者の方々にこういう事業の要望を調査しましたところが、暖房機関係で16台、ヒートポンプ関係で32台導入をしたいということで意向を伺ってきております。

今後につきましては、これらいろんな省エネ関係に伴います事業等につきまして、国・県等の支援をいただきながら、適切にいろんな情報を農業者に伝えながら、国に対して積極的に要望していきたい、そういうふう考えております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 2番目、3番目の工業及び商業等における原油の原材料等の生産資材の高騰の対応でございますが、中身は中小企業に対する金融支援策であります。

まず、国の対策としまして、平成19年12月19日に原油価格高騰に関する中小企業対策が発表されました。この中身としまして、特別相談窓口の設置、それから資金繰りの円滑化としての政府系中小企業金融機関のセーフティネットによる貸し付け、それから信用保証協会のセーフティネットの保証が受けられるという対策でございます。

また、千葉県の対策としましては、平成20年1月16日に千葉県原油価格高騰対策本部を設置しまして、その取り組みを行っております。その中で中小企業に関する対策として国同様に、窓口の設置、それから原油・原材料価格高騰対策枠の創設としまして、セーフティネット資金の知事特認枠の創設を行っております。

こういったものは金融支援でございますが、今後の取り組みとしましても、国については総合経済対策の中で4,000億円の予算を予定しておりますし、県におきましても9月補正に400億円の補正予算が予定されているところでございます。

こういった国・県のセーフティネット保証を受ける場合に、特定中小企業者の認定については市町村長が行うということになっておりますので、市といたしましても認定に当たっては迅速な対応をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは病院問題の3問、お答えをいたします。

まず初めに1点目、開発行為に当たらない理由はというご質問であります。これは6月

議会でもお答え申し上げましたけれども、当院の再整備事業が都市計画法の開発行為に当たらないということにつきましては、既に県に確認をしているところでございます。

それから、2点目の雨水対策でございますが、再整備事業における新本館建設に当たりましても、これは雨水対策には十分配慮した計画になっております。具体的には、新本館の地下に4,500立方メートルの貯留槽を設置いたしまして、このエリアからの急激な雨水の流出を抑えることとしております。この根拠についてもお尋ねでございましたけれども、これは50年に1度の大雨を想定した根拠になっております。

この雨水対策につきましては、これまでも建物の建設に当たりましては同様の対策を講じてきております。具体的には、既存の1号館の地下には60立方メートル、それから看護専門学校地下には30立方メートル、それから一昨年完成した第11医師住宅の地下には50立方メートルの雨水貯留槽を設置してきたところでございます。

以上でございます。

それから、3点目の銚子市立病院の休止による影響はどうかというご質問でございますが、想定聞き取りと少しニュアンスが違いましたので、現状としては、これは7月にそういうことが決まったわけでありますので、現時点で十分な検証をしているわけではありませんけれども、銚子市からの外来、入院、それから救急の患者数を見ますと、いずれも7月以降は増加しております。特に救急車でございますが、銚子市消防からの受け入れを見ますと、6月までは比較的当院への搬入は遠慮がちであったようでありますけれども、7月、8月と明らかに増えてきております。

その対策でありますけれども、当院としては銚子市立病院の休止によって最も影響を受けるのは、急性期を過ぎた入院患者さん、それからこれは救急も含めてでありますけれども、その転院先の確保が難しくなるという点であります。

この対策としまして、8月から匝瑳市民病院への派遣医師を1名から2名に増やしました。それから、これは来年度以降でありますけれども、当院における医師研修におきまして、将来地域医療に従事する医師を育てる地域医療コースの定員を2名から4名に倍増することとしております。

いずれにしても、今後とも周辺病院との連携と機能分担を強化しまして、より市民の医療の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

(「いいですよ、これ。だれでも」の声あり)

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） それは昨年度に何度か県のほうに行って、それは行ったのは、もちろん病院も行きますけれども、市の関係課、それから建築設計事務所、そういった、何度か協議をしていると思います。

以上です。

（「いつですか」の声あり）

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 協議した日にちでございますけれども、2007年は10月16日に都市計画課のほうに行っております。それとその後には、2008年、今年になってからですけれども、2月1日、同じく都市計画課のほうに行っております。その後ですけれども、同じく2月12日、同様に行っております。

以上です。

（「まだ。どのような書類を」の声あり）

○議長（明智忠直） 答弁漏れがあるようですので、病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 書類ということですが、書類的には、当面の地図、構図、それをもちまして話を行っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課のほうのごみの焼却場の関係でございます。

1点目が、収集実績の比較、去年と今年の4月から8月までの5か月間の状況をお知らせします。これについては、委託業者のみというお話でしたので、委託業者のみをお話します。

可燃ごみにつきましては、19年度が5か月が4,100トン、20年度が3,845トン、156トンの減となっています。不燃ごみについてです。不燃ごみは、19年度が408トン、20年度が405トン、3トンの減です。次に、資源ごみです。資源ごみの関係は、クリーンセンター収集実績で申しますと、19年度が1,028トン、20年度が946トン、82トンの減です。

なお、資源ごみの関係については、本年度から地域団体による集団回収を始めておりますので、それを含めると、集団回収は4月から8月が17トンありましたので、資源ごみ関係については65トンの減となっています。

3種類の合計をしますと、19年度が5か月で5,437トン、20年度は5,213トンで、224トン

の減となっています。議員は資源ごみの関係を特に言われておりますけれども、全体的にやはり減となっております。

この大きな、環境課としての分析関係ですけれども、具体的にはよく分かっておりません。ただ、環境課としては、今年、各地域の区長等を全員といいますか、各地域に集めてごみの分別収集等のお願いをしております。それとあと、うちのほうの不法投棄監視員などの委員もやはり各地区別に集めまして、ごみの分別等、また不法投棄等のお願いをしております。そういうのが一つに減となっているんじゃないか。

併せて市の大きなごみの減量化としまして、レジ袋の削減、この関係は、職員、それから各学校の児童・生徒、保育所、あと保護者等にレジ袋の削減としてマイバッグ運動をお願いしたいという形でやっております。そういうのが、一部といいますか、だんだん浸透してきているんじゃないかというふうに思っております。

次に、2番目の民営化関係でございます。

クリーンセンター業務の関係では、現在、ごみ焼却施設、それから粗大ごみ処理施設、資源ごみ選別処理施設、最終処分場施設及びごみ計量等の各業務を行っております。市の職員としては13名、臨時職員が17名、資源ごみ業務委託、これが6人おりますので、クリーンセンターの職員としては36人体制で、市内の一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っているところでございます。ご存じのように、現在のごみ焼却施設の施設規模は2炉で、1炉が1日当たりで47.5トンで、16時間体制の1日2班体制で焼却業務を行っています。

また、クリーンセンターでの事務事業見直しとして市の行政改革アクションプランでは、民間委託の推進を図ることとなっておりますので、これを受けて、クリーンセンターの職員及び臨時職員の配置状況により可能なところから順次民間委託等を進めているところです。現在の民間への業務委託状況ですけれども、ごみ収集運搬業務委託、それから資源ごみ選別処理施設業務の一部、ごみ袋の販売店への配送業務を行っております。

一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて市町村の総合的な責任が定められ、他業者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は市が有するという規定になっております。民間委託をする場合には、同法に規定する委託基準の遵守と一般廃棄物処理基準に従った処理を行うこととなっております。このことから、委託業者の実績や総合性、優良性の有無やコスト面などの判断、ごみ処理業務全般のあり方を含めて検討課題としております。

それから、24時間体制のお話がありました。今16時間で、24時間体制を行った場合にコス

ト的にだいが変わるんじゃないかというご質問がありました。この関係、一部減る部分もありますし、反対に24時間になりますと増える部分があるということです。焼却炉の耐火れんがなんかの場合は、16時間で消しちゃいますので、1回冷やしてまたやるということで、当然、焼却的には高くなりますけれども、24時間体制にしますと、クレーンとかコンプレッサーとか油圧関係等の修繕が反対にかかる。

それからもう一点、今、16時間体制で県・国の許可を受けているわけですが、これを24時間体制にすると、新たな申請をしてやらなければならないという形になります。それをやる場合には、環境アセス等の関係も含まれますので、今現在、ごみの処理量は今の処理の中で足りるわけですから、1炉だけでやってはちょっと足りない、だいたい68トンぐらい、現在、平均すると燃やしていますので、1炉で47.5トンしかありませんので、当然ながら2炉を使っていかなければならないという形になりますので、今のままですと24時間体制は反対に高くつくんじゃないかというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路政策につきましてお答え申し上げます。

初めに、生活道路の市道編入に関するご質問にお答えいたします。

本件につきましては、鎌数宮本区内の、これは私道なんですけれども、私道に絞って、その道の現況も含めてお答えしたいと思います。

まず、その場所につきまして、スポーツの森公園北方の根堀川北側、南北に走る私道の総延長は約370メートル、幅ですけれども、幅員は1.8メートルから4メートルの道路であると。それから、利用は、先ほど議員おっしゃられましたけれども、10世帯以上、11世帯が利用していると把握しております。その方々が通行や排水に困っているということは、もちろん認識しております。宮本区の懸案事項でもあり、建設課としても相談に応じてまいりました。

ただ、道路は13筆の土地を通っておるわけです。共有名義が5筆ございます。それから、単独名義が8筆ございます。ただ、この単独名義でありまして道路用地に分筆されていない土地が4筆あるわけでありまして、ここに問題があるわけです。

滑川議員は、この私道を市道に編入しまして、市の負担で排水や舗装等の整備を行うべきだというご意見でございますけれども、地元の皆さんには、関係者みんなで話し合って、土地の境界、それから分筆、所有権等の権利関係をきちんとした上でその工事の相談をしてほしいと、こう申し上げております。言い換えれば、最低でも道路の用地の確保は自分たちで

行ってくださいと、こう申し上げておるわけでございます。

それから、2点目、通学路についてでございます。本件につきましては、子ども議会の質疑応答をということでございますが、申し上げたいと思います。

子ども議会の質問は、干潟小の6年生の子ども議員からの質問でありました。来年から自転車通学をするんだと。だから市役所通りを自転車道または広い歩道を作ってくださいと、こういう質問でございました。私のほうからは、自転車道や広い歩道につきましては、用地を買ったり、家が建っていればその物件を補償したり、整備はすぐというわけにはなかなか難しいものがありますよと。でも、整備は難しいけれども、ふだんの維持管理に努めますので分かってくださいと、こんな回答をいたしました。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 5番目の車検の行政対応の関係でございます。

車検の割り振りにつきまして、結果的に協会長が押し付けた形になるのではないかとということでございますけれども、車検の割り振りにつきまして、確かに協会長に打診をいたしました。割り振りができればということをお願いしたんですけれども、その押し付けという形では毛頭考えておりませんで、結果としてそのようにとられたということであれば、私どもの対応がまずかったということで反省をいたしますとともに、協会長におわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、1番の農業のことについて。

お隣の香取市は、市内の施設園芸農家の負担軽減を図るために燃料代の一部助成を9月議会に提出しました。燃油高騰緊急対策補助金で、重油1リットル当たり1円交付するそうです。

また、宮城県石巻市では、ハウス園芸農家が使用する燃料について、9月から来年3月まで1キロリットルにつき1,000円を補助する方針を7月25日に発表しています。石巻市に船籍を置く漁船にも同じような施策をするそうです。

7月のA重油の全国平均価格は、5年前に比べて約3倍です。千葉県一の農業生産額は、個々の農業者の努力の結晶です。たまものです。3割から3倍まで急騰した生産資材が、すべての農業者を直撃しています。市としては、こういう考えというのは全然想定していない

のでしょうか。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから言いましたように、隣の香取市におきましては、この9月議会につきまして、重油等につきましての支援をするということで聞いております。香取市の場合、聞き取りによりますと、想定していますA重油の取り扱い、これが125万1,000キロリットルということで聞いております。そこにリッター当たり1円ということで約125万円、これを支援するということで聞いております。

本市を考えました場合に、実は使用量が全然違うということで、先般、JAだけの扱い量、昨年の場合ですけれども、ここを見ましたところが860万7,000キロリットルということで、JAだけでも約8倍、それにあとJA以外、市の業者も重油等を扱っておるところで、そんな形で、香取市から比べますと場合によっては10倍近く使用量が違う。そんなことで、使っている面積の大きさ、使用量も違うというようなことで、ここの分については、ちょっとこの支援についてはどうかと。その部分、我が市につきましては、国・県にお願いしまして、なるべく省エネ型の暖房機、こういうものにつきまして、買い替える場合の農家への支援、こういうことにつきまして積極的にお願いしていく、そういう形で考えております。

以上です。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員。
- 8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、国は、自給率の向上を声高に毎年毎年叫んでおります。また、生産性の向上をうたっていますが、減反目標43%では、機械の稼働率も57%で生産性の向上には相反することをうたっています。一度荒れた土地はすぐには戦力にはなりません。1,000万円のコンバインも570万円分しか働かないのでは、全然農家の懐がよくなる話にはなりません。農家に自由に作らせた上で、政府は、ODAとか食料援助とか国がちゃんと責任をとらないで、農家だけをなぜ犠牲にしているのでしょうか。普通の職業の人に57%の給料だけであなたは勝手に稼げと言っているのが今の政府です。千葉県一の農業生産市です。国に声高に訴えるべきではないのでしょうか。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 今の自給率の関係につきましてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、まさしくこの減反という政策がどうもということであるという今問題視されております。ただ、お米の価格を安定させるという部分については、やはり農業者から、特に他県でありますけれども、他県の農業者から、生産調整のルールは守ろうよという、そういう部分も出ておるということは聞き及んでおるところであります。

我が市につきましては、ご承知のように、なかなか転作がしにくい水田が多いというようなことで、これにつきましては、市長を通じまして、実はその状況を国に対しては話しておるところでございます。

そうした中で、議員からありましたように、現状の機械あるいは水田をフルに活用できるというようなことで、今までの飼料用稲と同じように、本年、旭市につきましては飼料用米というようなことで、水田の機能をフルに使って多く米をつくろうよと。その作ったお米を家畜に食べていただく、これが一つ、えさ高にも貢献できるのかな、そんな面。あるいはコンバインもフルに活動できる、あるいはライスセンターのいろんな施設もそのまま使用できる。そんなことで、一つ、この自給率向上対策としまして、えさ米推進等を本年から行っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 今のえさ米のことは、旭市としてはすごく重要なことで、よろしいことだと思います。ただ、一つ、今、新聞紙上、マスコミをにぎわしております三笠フーズの話、それと同じようなことがもしその業者によってやられることになると、一番ばかを見るのは生産者ですから、その辺のことを詳しく検証しながら、えさ米の生産をしていただきたいと思います。これは要望ですから、よろしくお願いいたします。

では、中央病院について市道管理者に伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員、工業、商業はいいですか。

○8番（滑川公英） いいです。

市道管理者に伺いたいと思います。

新聞報道によると、2006年10月、建設委員会で付け替えの依頼があったとありますが、2006年のいつ、どこで、その建設委員会の構成メンバーとはどのような方で、どのような図面で依頼をしたのか。

また、県に行ったそうですが、やはりいつ、どこで、どのような書類で相談されましたのでしょうか。

また、再整備計画が2007年5月に全員協議会に初めて掲示されましたが、なぜにこのよう

に前にある程度の話ができているのに3月議会で情報開示できなかったのでしょうか。議会軽視ではないのでしょうか、説明を求めます。

また、再整備計画については、吉田病院長は2007年2月に銀座通りのシアターゆうで既に一般市民に講演しておりますから。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 市道管理者というより、私は市道を管理している立場としてお答え申し上げたいと思います。

最初、付け替えについて依頼があったという質問でございます。いつあったか。これは、先日もお答え申し上げましたけれども、もう少し詳しく経緯を述べたいと思います。

まず、平成18年10月5日に第5回中央病院の新館の建設委員会で、道路の件が付け替えについて話題になったわけです。話題になったということは、私はここには出席しておりません。ただ、委員から聞きまして、市の建設課として道路改良の必要性について病院と協議を始めたスタートのその日として私たちは意識しております。市としては、建設課としては、その道路の整備の覚悟を決めた日として押さえております。

それから、19年、翌年の10月15日に広報あさひに再整備計画の配置図等の掲載がされました。ここも重要なポイントなんです。このときにもう既に道路は、コの字に曲がっている配置図が掲載されて全戸配布されたわけであります。

それから、同じ年の11月28日、今度は私も出席いたしまして、建設委員会で旭市の道路整備計画を説明させていただきました。これはあくまでも我々の整備計画を説明させていただきました。

それから、20年の今年の2月12日です。先ほど再整備室長から話があったんですかね、2月12日でありました。これは私は、県のほうに出張しまして、市の道路はこんなふうになるんですよということを説明したわけであります。先ほど滑川議員から質問があった、県に行った、いつ、どこでというのは、いつというのは2月12日、どこで、県の都市計画課です。どのような書類、これは単純でありまして、コの字になった道路、話題はその1本だけです。私からすればその1本です。単純です。

それから、もう少し経過を説明しましょうか。

今年の3月31日、市として道路の最終整備方針を決定いたしました。4月1日に、その認定道路の区域変更という、スタート、ゴールは同じですけれども、区域変更の手続きという

のがあるんですけれども、これは告示をしなくちゃいけないんですけれども、4月1日付で当該認定道路の区域変更告示をいたしました。

それから、3点目の、それこそ滑川議員の質問じゃないですけれども、3月に何で説明をよくできなかったんだということなんですけれども、これはいろいろ話がありましたために、開発行為等の話がありまして、私も実はふらふらしていました。最終的に6月議会の建設経済常任委員会で、9月にこの道路について補正したいんですよという説明は申し上げました。形も、こういう形になりますよということは説明したつもりでございます。それが建設経済常任委員会でございました。

以上、質問3点お答え申し上げます。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員。
- 8番（滑川公英） 大変詳しくどうもありがとうございました。

再々質問ですか。

昨年8月の再整備事業の基本設計概要では、7ページに建設計画の2、既存1、2、3号館に囲まれた現駐車場部分に新本館を建設する。東側市道を迂回させ、新本館建設に必要な敷地を確保するとなっています。本年3月議会でも予算措置をとっています。この2事例だけでとって、病院の開発行為により市道を迂回させる表明だと思いますが、都市計画法の許可が必要な開発行為に当たらないのか、再度説明を求めたいと思います。

国土庁土地局土地利用調整課長通達、昭和50年1月24日になっていますけれども、国土利用計画法及び同法附属法令の運用についてということで解釈及び運用面を見ますと、一体の区域を構成し、または一体的に利用することが可能な地域とは、事業者が一連の計画のもとで開発事業を行おうとする場合におけるその区域全体にいうものであり、物理的な一体性、機能的な関連性、事業者の同一性、施工時期の近接性等を勘案して総合的に判断すべきであると通達されております。今で言う国土交通省の課長通達ですが、これに対して担当者はどのように考えておるのでしょうか。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 担当者って、私でよろしゅうございましょうか。

先週の月曜日だったですか、千葉日報のイノウエ記者が書いた記事で私のコメントが一番最後に載っている。高橋議員の議案質疑のときもお答え申し上げました。ここのポイントは、開発行為、それは認識していた、私から言える立場でないと、そういった記事が載ったんで

す。これは、県に相談に行きました。県に相談に行って、それは開発行為に当たりませんよと言われますので、私のほうからおかしいんじゃないですかと、これは絶対言えるものではありませんので、これは県がいいと言っているものですから、私は単純に、ああ、そうすかというふうに戻ってきたわけでございます。私のほうから言えるのはこれだけなんですけれども。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 病院の最後ですね。

前病院長当時とうわさされていた120億円ぐらいの再整備事業であれば、当然、市道を迂回させる必要もなく、開発許可はいらなかったのではないかと思います。昨年11月30日、都市計画法が改正され、今まで開発許可を不要とされていた社会福祉施設、医療施設及び学校建設の関係行為についても許可が必要でとなっております。

優秀な吉田病院長は、議会外では再三にわたり、病院経営は病院主導でより自由に行える環境を作ることが肝要だと表しております。早期に経営形態や医療連携を進め、その上で再整備事業を進められたらいかがでしょうか。

市長と病院長にお伺いいたします。

昨年6月議会ではお二人とも市立病院でとの回答がありましたが、再整備計画は仕様変更で183億円で大丈夫との6月答弁が、たった1か月半で22億円増額いたしましたので、1年以上もすれば環境の変化で異なった答弁がいただけるのではないかと思います。期待して再度お伺いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 滑川議員の今質問の中にありましたように、大変な資材の高騰ということで、本当に20億円からのその補正を組まなければならない、中央病院にとっても非常に大変な時代でありますけれども、今、中央病院が再整備の必要にかられてやろうとしておる、そういった状況というものを細かく分析させていただければ、今この時期できちっと整備をすべきだろうという答えに私自身もなっておるわけありますから、中央病院に精いっぱい努力をしていただくということをまずお願いさせていただきながら、精いっぱい、この地域にあって、もう何があっても中央病院がきちとした形で今のような状況というものを維持していただかなければ、この地域全体が医療過疎になってしまうという大変な問題を抱

えておるわけでありますから、そういったものも考慮しながらしっかりと応援をしていきたい、そのように思っています。

○議長（明智忠直） 吉田病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 大変時代の厳しい環境になっておりますが、ぜひ皆様のご理解をいただいて、予定どおり粛々と再整備計画を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、Bとして、設計監査料として約7億円を支払うわけですから、当然、数量計算はしであると思います。病院の排水処理や網戸地区のどこの水路に依存し、最終的に何という河川に流れていくのか、または南側に放流するのか。全く流さず、先ほども説明がありましたが、貯水池ないしは地下浸透方式で対応するのでしょうか。また、開発許可が必要な場合でも、今の設計上でクリアできるのか伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私どものほうからは、どのくらいの量を考えているのかということにつきまして申し上げます。

その後にありました、網戸のどこに行くかと、どういうふうに行くかというのは、ちょっと私のほうでは答えられません。

それで、こちらのほうの今回の計画でありますけれども、新本館近辺、これにつきまして、県の開発許可の基準を考えております。そこでいきますと、面積1ヘクタール当たり1,600立方メートルの貯留が必要ということになっております。これを準用いたしまして、新本館とその周辺の雨水につきましては、部長からも説明がありましたけれども、免震装置の基礎張りで構成される基本ピット内に4,500立方メートル、こちらのほうの貯留を考えております。こちらのほうですけれども、面積から割り出しますと2,798立方メートルでよろしいんですが、そのところを4,500立米と考えております。

それから、南側の駐車場、こちらのほうは、将来解体しました後に南側に駐車場を設ける予定でございますけれども、こちらのほうの方法ですけれども、駐車場の周辺に小さな立ち上がりを設けまして、この部分にだいたい平均15センチくらいの深さの雨水の貯留を考えております。こちらのほう、なお、これでも不足する場合につきましては、緑地帯というのを

設けるような予定であります。いやしの空間というような場所を設けるようなことになっておりますけれども、その地下部分を利用しましてプラスチック系のボックス型の雨水貯留槽を埋設するような予定でございます。

そこら辺の貯留可能量でありますけれども、3,442立方メートルであります。必要な貯留量というのが、その開発行為での基準というんですか、そこら辺からいきますと2,513立方メートルというようなことでありますので、十分足りるというようなことであります。

さらに、北側の将来駐車場というようなことで、病院のほうへ入ってきまして1号館前の駐車場の地区でありますけれども、こちらのほうは1,025立方メートルを考えております。こちらのほうなんですけれども、実際、この部分は新本館と隣接いたしますので、新本館の雨水貯留量を考慮すれば十分可能だろうというような考えであります。

今、病院全体はどうなのかというようなこともあろうかと思えます。確かにこの病院の中央部分はこれで足りるんでありますが、そのほかの西の端っこのほう、それから東の端っこのほうというのは一部残りますけれども、それにつきましても順次計画を立てて改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 3番目、過去にも近隣にも前例のない特大プロジェクトで行うに当たり、総床面積が約5万5,000、建築面積が約9,500、新本館建設用地は1万5,600、新設駐車場が6,700、新市計画法施行令の3,000平米をはるかに超えるわけですから開発許可を受けるべきだと思いますが、仮に許可が不要であっても、当然、開発行為を指導監督する立場であり、裏で画策せず民間にも規範を示すことこそが行政の務めだと思います。行政のコンプライアンスを伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これは病院が答えるのはどうも筋が違うように思います。病院は許可を受ける立場でありますので、そこはしかるべきところで判断をしていただくことにして、当然、コンプライアンスはもう言うまでもなく重要なことであります。ですから、必要な法手続きは十分にとる考えはありますけれども、今回に関しては県のほうも必要ないというご判断でありますので、私のほうは開発手続きをとるつもりは全くございません。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、3番目のごみの焼却場について。

委託業者の駐車場に資源ごみが集積されているのを行政はご存じだと思いますが、違法性はないのでしょうか。また、7月17日に環境課は一般の方々に警告書を出しているように聞いておりますので、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） お答えいたします。

委託業者関係そのものは、まさしく一般の住民からクリーンセンターのほうに市のステーションから持ってきたんじゃないかという話がありまして、うちのほう、1か月近くその場所を見回りました。見回った中では、市の袋はありませんでした。通常、許可業者も併せて持っていますので、小売店というか店から回収します。そういうものはたくさんありましたけれども、市のステーションから持ち出されたようなものはありませんでしたので、うちのほうとしては、1か月ぐらやって、特に指導等はしておりません。

指導等というのは、ほかにごみが散乱していたとかそういう苦情が、今年は許可業者というんですか、委託業者が4月に伴って2社、新しい業者に代わりましたので、苦情が大変多かったです。4月がうちのほうで受けているのが32件で、5月が9件、6月が13件、7月以降は8件、4件という形で通常ベースのあれになったんですけれども、4月は特に多かったという形で、それを踏まえて適正に時間内に処理をしていくようにという形で、各委託業者4社の責任者、社長等に、うちのほうといいますかクリーンセンターに来ていただいて、徹底を図ったところです。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 委託業者はストレートにクリーンセンターに持ち込まなくちゃ駄目なんでしょうけれども、一般の業者というのは貯留していてよろしいんでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 長期の貯留はまずいですけれども、一時的な貯留は認めております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、4 番目の道路政策についてなんですが、生活道路は、市民の日常生活を支える最も身近な道路であり、また、地域コミュニティに不可欠な重要な道路です。基本構想には、生活道路については、改良や舗装、交通安全施設等の整備を進め、車両の円滑な通行と歩行者の安全確保に努めますと掲載されています。他市町村でも、生活道路や狭隘道路については日常生活や災害緊急に支障のない幅員と、安全確保のためにそれぞれの体制上はあるものの、少しずつでも拡幅改良工事や新設工事を実施し、併せて舗装や側溝の整備をしているようです。この地域は、20年以上も前からの地域の要望であり、たまたま鎌数出身の市長と建設課長がいるからとして、現場を見てもらえれば、ほかから不平を言われるようなことはないと思いますが、行政の見解を伺いたいと思います。

- 議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） ただいま、その生活道、狭隘道の整備に努める、これはもちろん整備に努めるべきだと思っています。ただ、今回のこの道路につきましては私道であるということですので、整備をするときには私道の整備助成事業を使って整備いただきたいと。議員おっしゃるのはよく分かるんです、生活道、狭隘道。でも、全部一緒ではないわけですから、その公道と私道と切り離して考えていただけたらなと思うわけでございます。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） では、写真なんですけれども、ちょっと見ていただきたいんですよ。これは、3.8メートルで、パイプの長さが真ん中は1メートルです。これは昭和56年以前に市道になっておりましたが、この道路を100メートル以内で作ったんですけれども、27年以上かかりました。これはもう市道になっているわけですよ。これが一つ。

これは中和かな、幅は3.8メートルくらいです。だいたい利用者は2戸です。それでもこういうふうに生活道路はちゃんと舗装していただいています。

これは旧旭地区で袋です。舗装幅は2メートル、側溝を入れても2メートル40あるかなしかです。でも、このようにすばらしく舗装されております。

これは、わきにいる方の近くだと思いますが、おとしですか、側溝を入れてもこれは1.9メートルしかありません。でも、やはり側溝が必要なものでこういうようにやったと思うので、これも長い間かかっていると思うので、このような方向にしていけば、やはり狭隘道路であろうと生活道路であろうと、あれば少しずつでも努力してやっていただきたいと思います。

うんです。その先がこうなっております。ここができるのであれば、ほとんどの生活道路は整備できると思います。

これは江ヶ崎地区です。やはり1メートルの幅ですから、3メートルありませんね。これは共和地区と同じように排水ありません、水道ありません。これで何十年も暮らしています。

これも別の所です。これも別の所ですけども、同じような状態です。

ですから、市内を探すとこういう所がいっぱいあるので、私は一例として宮本地区を挙げましたけれども、ぜひ行政として速やかにやっていただきたいと、これは格差じゃないかということなんです。答弁をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 今、江ヶ崎、中和、袋、川向、いろいろな所の紹介をいただいた。

それらの舗装等につきましては、狹隘道路取扱要綱に基づきまして市がやったというものであります。ただ、宮本につきましては、何度もこれは言わせてもらいますと、公が管理する道と私が管理すべき道とというふうに分けているだけなんです。だから私道につきましては、特に宮本については、少なくとも土地だけは確保してくださいと、それから先はまた相談しましょうと言っているわけですので、そのところだけはぜひ理解をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 1番目の質問のときに言ったんですけども、なぜ旭市狹隘道路取扱要綱があると課長に申し上げたか分かるでしょう、ここで。境界が明確とか、その先にもあるでしょうよ。この要領に定めるもののほかに必要な事項は市長が別に定めてもいいわけですよ。まして、課長、市長は私の地元ですから、例えばこの条件で言えば、予算の範囲内、これは分かりますよね。これ、道路用地が市の所有でないけれども、やってくれるなら提供はしますともう市民の方々は言っているわけですよ、現実には。一番手前の所だけが、無理だけれども、これは我々で解決すると言っているんです。私の言っていることを今全然聞いていないと同じじゃないですか。ぜひよろしくをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 答弁はどうですか。

○8番（滑川公英） 結構です。

申し訳ありませんね。

市役所西側のブロック塀の移動、とても無理な話なんじゃないかな。共和地区の通学路の

冠水対策は、大雨が降ると道路が半分冠水していたんですよ、通学路で。やっと実行していただきましたが、今度、この市役所の西側のブロック塀というのは、もし差し支えなかったら中に1メートルでも入ることはできるんじゃないですか。本当は横断道路というのはやはり待避所がなくちゃしょうがないのに、あそこに横断道路がありながら北側には待避所がないというのは行政の怠慢だと思うんですよ。それは総務課の交通安全係に聞いてもらっても分かると思うんです。我々が道路に横断歩道を作ってくれと言うと、四隅を隅切りして待避所を作れと必ず指導されます。ということであれば、片側だけは待避所があると思いますが、北側の待避所がないというのであれば、これはやはり早急に北側の市役所のブロック塀のあの辺を少し削ってでも待避所ないしは安全施策のために行政として対応していただけるのが、やはり21世紀を担う子どもたちのために素晴らしいことではないでしょうか。その辺のことについては建設課としてはどのように思っているのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） この市役所南西側角の信号機のついている所のご質問かと思います。

ここにつきましては、過去において道路の拡幅やら歩道整備やら道路排水整備、交通安全施設の整備を実施してまいったわけでございます。その南西側の交差点につきましても、約20年ぐらい前なんですけれども、信号機設置をするときにあそこは改良しているんです。今、議員おっしゃられます西側のブロック、何とかならないのかという話ですけれども、これは、市役所のほうはそのときにやはり拡幅したんです。信号機設置のときに拡幅したんです。でも、その反対側の方は民地ですので、これは理解を得た上でということになるんじゃないでしょうか。今のところはその交差点は整備する計画はないと。

でも、最後に、子どもたちのために何とかしてやれという話でございます。そういった質問がありました。この二中は今改築中でございます。この先、取りあえず学校に近い所、延長約150メートル部分になるんですけれども、その部分は拡幅したり道路排水整備をしたりと、まずそちら側から今計画しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 子ども議会で言われたことは、そのこの信号の北東側のことを言っているんじゃないでしょうか。そういう考えであれば、ぜひ要望されている所から先にやるべきではないでしょうか。あそこで信号待ちしていて、すれ違い事故とか接触事故とかがたくさんあるというような話を聞いておるので、ぜひ行政としては、建設課だけではなくて学校の側

からもそのようなことを言っていただきまして、何とか、やはり安全・安心のための交差点ということで、その南側の150メートルより先に、あまり金のかからない所であれば、市役所のブロックのセットバックであればそんなに金はかからなくてできると思うので、早急に対策を練っていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 子ども議会の話は、先ほど申し上げましたとおり、干潟小学校の自転車通学の絡みですので、干潟駅からこの二中までの総延長約4キロあるんですけれども、その要望でありました。この交差点の要望ではありません。

要望のある所から先にやったらということで、もちろんその要望のある所は重要視します。でも、市だってやっぱり整備計画があるわけです。それと二中につきましては、雨になれば大勢の保護者の方々が送り迎えしてしまっていて、そういった話も出ていますので、教育委員会と相談しながら、その一番学校に近い所からまず始めましょうよねということになっておるわけです。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうも答弁ありがとうございます。

先ほどの狹隘道路と同じようなことで、どこが、いつが、順番だから、現実には分からないでどんどん進んでいるというのはおかしいと思う。本当に順番であれば順番どおりにやっていただきたいし、順番ができなかったら、飛び越してできるのなら飛び越してやっていただきたい。それが結論だと思うんです。ここの所だけ順番では困るんですよ。狹隘道路についても、20年も30年もほっておかれたら困るんですよ。そういうことです。よろしく。

次の5番です。車検整備ですけれども、6月答弁だと一部調整をしているそうですが、前年度と対比した資料を提示していただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 一部始めております。前年度と対比して、まず、ご承知のとおり、まだ半年しかたっていないので1年の比較はできないというところがございます。これは1年間やって進めば、そういった資料を作って提出したいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でありますが、11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 下 昭 治

○議長（明智忠直） 引き続き一般質問を行います。

続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（ 13 番 日下昭治 登壇 ）

○ 13 番（日下昭治） 議席番号13番、日下昭治です。平成20年第3回定例会において一般質問を行います。質問は、3項目10要旨にわたって行いますので、市長をはじめ執行皆さんの簡潔明快な答弁を求めます。

では、通告に沿って質問を行います。

初めに、海上キャンプ場についてであります。この施設は、昭和44年、千葉県条例49号制定に伴い、野外活動を通じて青少年の健全な育成を図ることを目的に計画され、昭和48年7月よりキャンプ場施設が供用開始され、平成元年6月より体育館の供用が開始されています。また、体育館を除くキャンプ場施設部分については、平成6年3月に前面改修されて今日に至っているわけですが、これらの施設を県より旭市へ無償譲渡されることになったと市長より6月議会最終日に報告がありました。また、今定例会、市長の政務報告の中で、県より7月16日付で正式に譲渡の提案があり、受け入れることとしたと報告がありました。

このことについては、市として、すばらしいあれだけの施設を無償で譲渡されるわけですので喜ぶべきですが、これら施設の管理運営に当たっては、平成16年までは旧海上町が、17年は合併により旭市になったが、県より管理委託費をもらい運営されてきました。18年以降は、指定管理者制度の制定に伴い、株式会社塚原緑地研究所が管理されています。

今回譲渡されることになった経緯については、指定管理者の3か年の契約が21年3月末をもって切れることも関係すると思いますが、県では既に15年ごろより、海上キャンプ場ほか、

鴨川市、一宮町にある２施設も含め、管理運営方針について検討され、旧海上町へも再三にわたって無償譲渡の打診があったと聞いています。年間管理費約１,０００万円かかると聞いています。また、体育館も２０年経過し、損傷箇所も数多く見られると思われるが、譲渡されるに至った経緯についてと、利用者数、できれば市内、市外別に現況の報告を求めます。

２点目として、正式には２１年度になると思うが、その後の管理運営方針について。

３点目、年間管理に係る経費は、先ほど申し上げましたが、約１,０００万円、今後はさらに改修等の箇所が出たりして管理費が増すことが考えられます。譲渡後、県補助金は当然あると思うが、受諾の予定について。

次の質問事項であります。旭中央病院再整備計画について伺います。

中央病院再整備計画については、昨年より議会への提示があり、説明をされてきましたが、理解しがたいところも多く残っていると思います。恐らくここにいられる多くの皆さんも私同様の考えではないでしょうか。

今回、私は、船の事故に例えてみます。１９１２年４月１５日、絶対に沈まない船だと言われていた巨大豪華客船タイタニック号が、イギリスからアメリカのニューヨークに向かう途中、氷山に衝突、沈没しました。氷山の存在が２度も警告されていたにもかかわらず、船会社、設計関係者や船長などは深刻に受け止めず、夜の海を高速航行し減速もしなかった。前方に氷山を発見し、急いで減速、かじを切ったが、間に合わず船は衝突した。しかも、この時代には鉄の延性など詳しい事情は広まっておらず、金属の船体は低温でもろくなり、二つに割れて沈没。救命ボートも不足していたことや救助の知らせも遅れたため、多くの乗客、乗員に犠牲者を出す大惨事となった。力を過信し過ぎ警告に耳を傾けないと、大失敗を起こす。いろいろな事態を想定した安全対策を立て、事故が起きても被害を最小限度におさめることが大切であり、準備が十分でないと最悪の事態を招きかねない教訓として映画化されたことは、あまりにも有名な大事故です。

私は昨年、中央病院の巨大建設計画を示された瞬間、なぜか巨大豪華客船タイタニック号のことが脳裏に浮かび、直後の議会から一般質問や質疑を行ってきましたが、いまだに理解できない部分を多く残しています。

再整備計画の事業費、規模を見ますと、将来の旭市の存亡にもかかわる一大事業と理解しておりますが、私個人としても、市民の誰かに聞かれたときに誤った報告をするわけにいきませんので、分かりやすく表現できるよう回答いただきたい。

そこで、１点目、事業費３１７億円の根拠をお示しいただきたい。

2 点目として、基本計画、基本設計の提示方法についてですが、市長をはじめ市側では、中央病院は50年以上も赤字を出すことなく、再整備事業も綿密に計画されているので、任せていいだろうと言われてきた。一方、病院側も、事業の収支計画の検討をコンサル等に依頼したし、事業計画に問題ないと言われてきた。また、私たち議会としても、あまり理解されないまま進んでできてしまったのではと感じてしまうが、市長、病院事業管理者としての所見を伺うものです。

3 点目、しっかりした計画が出たら、国・県へ医療圏人口100万人の拠点病院としての位置づけに見合うような補助金をお願いすると言われてきたが、補助金の決定額についてご報告いただきたい。

4 点目に、公共事業は、災害や事故と特別のことが起きない限り、予算の範囲内で執行することが原則であるとおったが、この事業に関する補正及び今後の予定について伺います。

大きな3項目め、税については、決算議案と重複するかと思うがお願いしたい。

19年度より税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲がされることと定率減税が廃止されたことに伴い、市民税所得割の増収が見込まれることから、対前年比11億3,000万円強、18.6%増で当初予算が組まれました。担当課としては、徴収率を上げるため鋭意努力されていることに対し、頭の下がる思いです。また、税は、市が行政の運営、そしてスムーズな執行をしていくために市民に課せられた、必要不可欠、公平な義務だろうと思いますし、徴収率の影響は大きいと思います。それと、19年度期中において県と共同で滞納整理推進機構の立ち上げがありました。過去、差し押さえ物件があっても処理できずに塩漬け状態になっているものもあると聞いています。滞納者、滞納額が増えることは、市のすべてに影響することとなります。

そこで1点目、19年度徴収状況の報告を求めるものです。なお、過去に比較して上昇してしまったのか、あるいは下降したのか、理由も含めてお願いしたい。

2 点目、県と共同で立ち上げた滞納整理推進機構の成果の報告をお願いしたい。

3 点目、今後の滞納対策をどのように進めようとしているかを伺います。

以上で第1回目の質問は終わりますが、再質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

- 市長(伊藤忠良) それでは、私のほうから１点だけ、中央病院の再整備という問題での所見ということでございますので、私の思いを申し上げたいと思います。

先ほど滑川議員の質問の際にもお答えをさせていただきましたけれども、私は、本当に今この時期で二十数億円という補正を組まなければならないということは、当事者にとっては大変な思いだろう、そのように受け止めておりますし、私どもにとっても、これはもう本当に十分慎重を期していただきたい、そのお願いはさせていただいておりますけれども、そういった形の中にあっても、中央病院の持つ基幹病院、拠点病院としてのその重要性、そういった面から踏まえましても、それこそ古い病棟の耐震補強をしっかりとするという意味からも、まず整備をしなければならない時期だろう。

それから同時に、これまでの中央病院のあり方を見ても、すべて前取りの形で物事を実行してきている。そのことが中央病院の現在の位置というものを作り上げてきておるわけでありますから、そういった意味でも、大勢の先生方がそこに集まる、そして医療技術の面でも最先端をいく病院として整備をしていくには今整備が大事だろう、そのように考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、１割近い補正というのは大変な問題でありますから、この辺も十分配慮をしながら、しっかりしたシミュレーションを立てながらこれからの病院経営に励んでももらいたい。そして、今この時期、重要な時期でありますだけに、そういった整備もきちんと備えていただきたい。そういった意味では、私は全力で中央病院の再整備を応援していきたい、そのように考えております。

私からは以上です。

- 議長(明智忠直) 病院事業管理者。
- 病院事業管理者(吉田象二) ただいま市長がご答弁いただきましたように、私も全く同じ考えであります。タイタニック号に例えていただいて大変光栄であります、ある意味では。私どもは決してそのような傲慢な考えを持っているわけではなくて、皆様のご意見を十分取り入れて今までもやってまいりましたし、これからもそういうふうにして、引き続き努力していきたいというふうに思っております。

再整備事業につきましては、確かに非常に大きな事業であります。ご心配のこともたくさんされるのも当然であります、しかし、現在のところは私といたしましても、先ほど答弁を申し上げましたが、皆様のご理解をいただきながら粛々と再整備事業を予定どおり進めて

いきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、日下議員の質問にお答えいたします。

1点目の海上キャンプ場及び体育館についてでございますが、日下議員ご承知のとおり、当海上キャンプ場は県の施設であります。昭和48年度の設置以来、旧海上町時代から合併年の平成17年度まで県からの委託を受け、旧海上町及び旭市が管理運営を行っておりました。また、平成18年度から県は指定管理者制度を導入しまして、現在、民間ですが、これは先ほど議員は塚原緑地研究所と申しましたが、県森林組合連合会と塚原緑地研究所の共同体であります。これが管理を行っているところでございます。

まず、利用状況ですけれども、平成19年度、キャンプ場につきまして、延べ利用者数は6,771人、内訳は、市内2,271人、市外4,500人、市内の割合で言いますと33.5%です。体育館につきましては、延べ利用者数7,076人、内訳、市内4,441人、市外2,635人、市内利用者は62.7%でございます。合計で1万3,847人、市内6,712人で48.5%、約半数でございます。

ちなみに平成20年度、本年度でございますけれども、利用状況ですが、4月から7月までキャンプ場につきましては、延べ利用者数2,729人、内訳は、市内1,040人で38.1%です。体育館については、延べ利用者数1,833人、内訳として、市内930人で約50.7%でございます。

利用者の7月までのその対前年比は、キャンプ場についてはマイナスの10%ほど、体育館については9.3%増となっております。

続いて、管理費でございますけれども、平成19年度の管理費は、お聞きしましたところ、指定管理料1,066万円でございます。うち、ちょっと聞いたんですけれども、管理人の賃金等の人件費相当については、その約60%程度だということです。平成20年度につきましても、先ほど言いました県森林組合連合会と塚原緑地研究所の共同体が管理運営を行っておりまして、指定管理料としては1,066万円でありまして、平成19年度と同額と聞いております。

今後の管理運営方針ということですが、平成18年度から県は指定管理者制度を導入して現在に至っております。しかしながら、県は、県内にある各種施設の統廃合を進める中で、当海上キャンプ場もその対象となっております。また、起債償還が平成20年度で終了し、指定管理の期限も平成20年度で終了することから、県は、キャンプ場の無償譲渡を前提に本市に対し譲渡の提案がありました。

市では当施設について、青少年健全育成施設として活用するほか、市民スポーツ活動や生

涯学習の重要拠点として活用が見込まれるため、県からの移譲提案を受ける方向で進めておるところでございます。また、現在の施設は青少年健全育成施設としての利用形態であります。多くの市民が幅広く活用できるよう進めていきたいと思っております。移譲も、これは平成21年度からの予定であります。今後、設置管理条例等を含めて、よく検討したいと思っております。

それと管理に係る補助金でございますけれども、県から本施設移譲の打診があったときより交渉を進めておりますが、県の財政状況から難しいものとなっております。また、施設の老朽化部分等補修が必要なところにつきましては県によりまして修繕するようになっておりますが、修繕箇所につきましても市からの要望が完全に実施されるよう進めておるところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、事業費317億円の根拠についてでありますけれども、これまで再整備事業の全体事業計画を約317億円と考えておりました。これは、基本計画時点での新本館建設費でありますとか改修の工事費、それから外構の工事費などを当院の規模や機能を考えてはじき出した概算の金額であります。それで、この中には建設工事管理費なども含まれておりますし、また、この期間内の医療機器の購入費なども含まれておるところでございます。

それから、次でありますけれども、基本計画、基本設計の手順方法が適正であったかということでもありますけれども、先ほど分かりやすく説明してくださいというようなことでありましたけれども、全員協議会に資料をお配りしてありますので、それもちょうと見ていただけたらと思っております。

それでは、3番目ですか、補助金についてというようなことであります。県からの財政支援といたしまして、千葉県公的医療機関整備事業補助金がございます。7月末から県と具体的な協議に入っております。金額については、今年度から23年度までの4年間で23億8,000万円というような見込みが出ております。さらに県におきましては、旭中央病院の果たす役割を考慮いたしまして、さらに増額についても検討していただいているということを伺っております。

それから、4番目でございます。今後の補正の予定とか今後の状況についてはどうだというようなことでありますけれども、平成24年度までの再整備事業のうち、建設資材高騰によ

ります増額の要因としまして考えられるものは、新本館竣工後に予定しております既存棟の改修工事がございます。しかし、使用する資材の量でありますとかを考慮いたしますと、万が一増額になるというようなことがありましても、大した金額にはならないというようなことを考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、ご質問の１点目についてお答えします。徴収状況についてです。

市税全体におきましては、19年度決算で徴収率は81.9%ということで、対前年0.2%増となりました。その中で、個人市民税の19年度の徴収率は87.6%、これは前年の0.1%の減と。また、この中で現年課税徴収率が95.2%ということで、対前年1.5%の減ということでございます。

この低下の理由としましては、税源移譲による税率のフラット化、あるいは所得税の１年遅れの課税で、どうしても増税感を思う方がいらっしゃると。また、年々所得が下がっている中で支払い能力が下がっているというような状況で低下していると考えております。

それで、税源移譲のお話が出ましたのでお答えします。19年度の課税状況によりまして積算しますと、税源移譲分が５億6,000万円の増、それから定率減税廃止による影響額は１億2,000万円の、合わせまして６億6,000万円の増と計算上になりましたが、収入額の増加につきましては、対前年５億9,000万円の増ということでございます。

次に、市税の大層を占めております固定資産税につきましては、19年度の徴収率は74.1%、前年度に対して0.2%の減となっております。

それから、議員お尋ねの滞納繰越の関係です。市税全体の滞納繰越分については対前年3.38%の減と、個人市民税につきましては滞納繰越分は0.23%の増と、固定資産税については滞納繰越分です。対前年マイナス4.08%という状況であります。

次に、滞納整理推進機構の結果についてお答えします。千葉県滞納整理推進機構の本市における業務期間につきましては、平成19年９月から11月までの３か月間実施いたしました。徴収困難なケースとして対象事案としましたのは38件で、滞納税額は7,195万6,000円であります。実績としまして、収入済額は1,069万7,000円で徴収率は14.9%となっております。また、分割納付によります分納誓約は20件、滞納処分では差し押さえ、預貯金等を実施いたしました。

次に、滞納対策についてお答えいたします。もちろん新たな滞納者を増やさないように努力しているわけなんですけれども、その中で納期内納付の推奨はもちろん、口座振替の推進、それから延滞金徴収も行っています。滞納者におきましては、年４回、催告の文書を出しています。また、年３回の日曜徴収の実施、20年度につきましては臨戸徴収の強化、今年の７月からは夜間徴収を実施しております。また、特に高額滞納者につきましては、財産調査を行いまして、支払い等交渉に応じない滞納者に対しましては差し押さえ等の滞納処分を行っているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中でありますが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、日下昭治議員の一般質問を行います。

日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 先ほど答弁をいただきましたのに基づきまして、再質問を行いたいと思います。

まず、キャンプ場についての１点目の再質問でございますが、利用者ということで答弁をいただきました。体育館等につきましては結構市内の利用者が多いということでございますが、キャンプ場施設の上では、ほとんど市内は少なく、あるいは市外のほうが多いと思うわけでございます。

そういう中で、利用者は市内で改めてキャンプをするというのは少ないのかなと、そんな理解をするわけでございますけれども、運営費等、私もこの通告した中でいろいろ調べてみたわけでございます。そうしましたところ、管理運営費の決算状況があるところ出てきました。平成14年度、15年度についてはいろいろ整備等してございまして、シャワー給湯設備、あるいは浄化槽のプロアポンプ取り替え等、当時は町が委託されていたときでございますけれども、それら工事費も含めまして1,233万9,000円ということで２か年の決算が載っておったわけでございます。平成16年につきましては1,120万4,000円と。17年は、合併の関係がご

ざいましたので、私も分散されていたものでちょっと分かりませんでしたけれども、18年度以降は、指定管理者制度に基づきまして、株式会社塚原緑地研究所へ委託して1,066万円、これらにつきましては、課長の答弁がございましたように1,066万円支払われて現在管理されて3年目になっておるわけでございます。

少なくとも1,066万円は、県の委託費で、株式会社塚原緑地研究所ですか、民間になるわけでございますが、そこへ支払われておると、それに基づきまして管理されておるわけでございますので、当然、市が受けたにしても1,000万円以下ではおさまらないんじゃないかなと思います。

そういう中で、先ほど冒頭で経緯ということで説明も含めてお願いしたわけでございますけれども、もしこれを市が拒否した場合にはどうなったのかなと、そんなことを感じるわけでございます。その辺含めてお願いできればなと思いますけれども、譲渡をされるのを拒否された場合、県で引き続きお願いしたいということなんですけれども、その辺をもしした場合どうだったのかなと、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、お答えいたします。

もちろん、こちらに移転になったときに引き続き県の施設でどうですかということは、再三にわたり県のほうに話しました。ただ、先ほど言ったとおり、起債の償還なり指定管理者が来年3月で終了するというのと、県の財政状況だと思いますけれども、無償譲渡で市ということで、これ、もし市が受けなかった場合どうしますかとこちらでも聞きました。そうしたら県の回答としましては、閉鎖するというような感じでございました。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 多分その辺は、旧海上町の時代と同じだと思います。海上町のときも、再三にわたって、いわゆる海上町ではとても持ち切れないと、県に管理をしていただかなければならないと。当然、当時は1,200万円くらい、さらに海上町は若干その上乗せもされていたのかなと思いますけれども、最終的に。そういう形の中で、15年ころと先ほど申しましたけれども、何年か前からそういう形で来たわけございまして、その話の中で、県は、必要なければ解体するんだという話も出たと。しかし、県が解体すると言っても、県が財政的に解体するのもかなり厳しいんだと。だから、そのまま県は引き継ぐと。何らかの運用をし

なければならないと。

閉鎖するといっても、あれだけの施設をただそのまま置かれるというわけにいかないわけですね、現実的に。であれば、後ほどこの助成金のほうにも触れさせていただきますけれども、また項目を出してありますので。当然、県はリスクを負うものを市に預ければ、県は楽になるわけですよ。私どもはそういう理解をしてしまうわけですから、ぜひ、必要ないということじゃなくして、県に強くその辺を求めるべきじゃなかったかなと思います。そういうものを含めてちょっとお願いしたいなと思いますけれども。

それと、18年以降、指定管理者制度を取り入れるにつきまして、株式会社塚原緑地研究所が委託されているわけでございますけれども、その際、旭市もその指定管理者の申請をしてございますよね。それと、そのほかに銚子市にある特定非営利活動法人銚子資源リサイクル協会も、3者の指定管理者の申請がされておったと思います。その際、旭市は評価点で、はっきり言って低かったということで、指定管理者を受けられなかったんですよね。そうではないですか、その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 確かに指定管理者は、18年度のときに旭市が手を挙げたという話は聞いておりますけれども、その決定に際してのなぜだというのは、自分は、すみませんが承知していません。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 県の管理はどこでしたか、教育委員会のほうの関係になるんですか、これは。その辺をちょっと忘れましてけれども、その辺で、結果の中で、インターネットにも出ているんですよね。評点が低かったと。であるから、株式会社塚原緑地研究所へ落ちたんだということなんですよ。それはまさかいいかげんなことは、県で、そういう公式の場ではないんですから、出さないと思います。そういうことで、それはそれとしても、今後、それは生かしていただけないわけでございますので、そういうものを念頭に置いて、ぜひその辺をしっかりお願いしたいなと思います。

次のほうになりますけれども、今後の管理運営ですか、利用者については、先ほども言いましたように市民より市外のほうが多いわけでございますので、当然、いろんな中で、先ほどの答弁の中で、いろんなものを有効に市民に生かせるようなものという話もございました。確かに今、農政の進めております農村の交流関係ですか、そこら辺は多分使われている

んじゃないかなと思います。そういう中で、当然、そうしますと、市外であっても、市民との交流、あるいはまた市民のためになる使い方といいですか、そういうことで使われておるわけでございますけれども、その辺はそれとしまして、当然、市民同様の扱いになるのかなと思います。

しかし、それとは別に全くあの施設はフリーでも申し込みが可能な施設でございます。そういう中で、いろんな、今後も当然そのようなものがあるんじゃないかなと思います。市の管理になるわけでございますけれども、市に対して申し込みの依頼等あるかと思います。そういう際に、いろいろこれは費用がかさむわけでございますので、利用料等についての考えですか、その辺はどう考えておるのかお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 今の施設については、県の条例によりまして使用料は無料になっているということは、ご承知のとおりだと思います。当然、これは市に移譲された場合には、ほかの市の施設との兼ね合いや、維持費もかかる、それから市外の利用者もあります。当然、ある程度利用についての負担はいただきたいと考えているところですが、先ほど言ったとおり、まだ今後、設置管理条例等いろいろ検討しなければならないことがありますので、その中で十分考えていきたいと思っているということです。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 利用料については、今までの時点では県の管理の中ですので、当然、青少年の健全育成に基づきまして県条例に基づくということになりますから、そういう形の中で無料でされておるわけでございます。

ただ、その中で注目すべき点がちょっとあったわけです。指定管理者申請の問い合わせの中で、キャンプ場施設はこれまで無料ですが、施設の維持管理、あるいは修繕費に充当する名目で少額の利用料を徴収することは可能ですかとの問い合わせに対して県では、これは環境生活部県民生活課では、利用料を徴収することは不可能であると。それは県の対応ですが、市に対応したときには市で考えていいのかどうか分かりませんが、その辺の若干のギャップなり何かあるわけでございますけれども、その辺をクリアできる見込みがあるのかどうか。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（花香寛源） これは当然、市の施設であれば設置管理条例の中で利用料の設定等を考えてもいいとは思っています。

それと、現実的に先ほだちょっと日下議員のほうから、鴨川市と一宮町の施設についてありましたけれども、ちょっとそれに触れますと、鴨川市の嶺岡のキャンプ場ですか、これが平成17年度にやはり無償譲渡で鴨川市に譲渡されております。鴨川市が引き続いて利用料等の徴収も行っているというような話は聞いております。それともう一点、一宮キャンプ場については、平成17年度で無償譲渡の話があったそうですけれども、廃止したそうです。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 日下議員。

- 13番（日下昭治） そういうことで、一宮町のほうは廃止になったと。ただ、恐らく施設はそのまま建物は残っておるんじゃないかなと思います。その辺で、今後、利用料等も鴨川市同様に考えられるんじゃないかなと。しかし、ああいった施設は多額の利用料を徴収するということとはできないだろうと思います。そうしますと、かなり今後、市にかかる負担が大きくなってくるんじゃないかなと思いますので、その辺、十分工夫をしていただきまして、最大限市民の活用できるような有意義な施設ということを心がけてお願いしたいなと思います。

それとまた一つ、多分これは無理だろうと思いますけれども、補助金、それは本当に無理なのかどうか、お願いする結果、何とか、今まで同様ということはいかないにしても、何か可能性があるのかどうなのか、その辺、お願いしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（花香寛源） これについても、提案があったときから県のほうにはいろいろ協議の中ではその話をしました。ただ、やはりもう移譲して市のほうになるということですので、その辺のところは難しいというような回答でございます。

- 議長（明智忠直） 日下議員。

- 13番（日下昭治） 無理な補助金、県が楽になろうと、スリムにしようということだと思いますので、その辺は無理なのかなと思いますけれども、しかし、だといっても求めるのは市ですので、市民のために鋭意努力していただきたいなと思います。よろしくお願いしたいと思います。

続いて、再整備計画について再質問させていただきたいと思います。

先ほど317億円の根拠についてはという提案でさせていただきました。317億円、基本設計等による金額が出たものとするわけでございます。しかし、基本設計を委託するまでには、17年度マスタープラン作成費として630万円ですか、18年度で基本設計作成費4,200万円、19年度当初予算で示されました基本設計委託料9,975万円ですか、そして今回、実施設計が3億1,395万円ということによる設計委託料があるわけでございます。当然、それらは外部委託でございまして、実施設計を除いても1億5,000万円余りの設計委託料に基づきまして、多分、317億円ですか、そういったものが示されてきたらと思うと思います。

それで、そういう形の中で急激な資材高騰等のあおりも当然理解できるわけでございます。しかし、そのような設計を委託した中においても、今回、設計の見直しや削減の方針等がないと、33億円の値上げになるということでございます。そのような多額の委託料を積算された中においてもそのようなことが考えられるということは、それだけの多額の設計料としては、私は素人ではございますけれども、何かお粗末に感じるんじゃないかなと、そんな感じがしてしまうわけでございます。

それと、6月議会までの答弁の中では、いろいろ見直しすることにおいて工事費が削減でき、そうすることによって、計画された範囲で建設が可能であるということを答弁されてきたわけでございます。しかし、ここへ来まして1か月か2か月で、差し引き22億円ですか、先ほど言いましたように、ただ値上げするだけであると、33億円と。そういうことに対して、市長、事業管理者のほうとしてのそれらの値上がりしたものの、33億円という形になるわけでございますので、その辺の見解をできれば伺いたいと思いますが。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 確かに大変な大きな額の値上げでありますけれども、今、ここへ来て少し資材費も落ちついてきているようですけれども、一時期の資材費の値上げというものは本当にべらぼうなものがあったわけでありまして、そういった意味では、私は、やむを得ないんじゃないのかなと、そのようにとらえています。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 先ほども答弁いたしました、やはり今般の資材費高騰という流れにはやはりどうしても逆らえないというような事情もありまして、あと細かにどのような節減をしたかということについては、係の者からその事情をご説明いたします。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 6月議会で部長がお答えしているのは、可能であるということとは言っておりませんで、まず削減に努めるというようなことでやっていたというわけでありまして、7月末になりましてその資材高騰の結果を推測しましたときに、削減項目11億円ほどを行ったんですが、それをも考慮してもまだ資材の高騰による影響のほうが大きかったというようなことであります。

重複になりますけれども、これまで実施設計の中で資材高騰が予測されたことがありまして、病院としては必要な機能は十分確保しながらも、既定の予算でおさまるように節減対策をしてきました。これが6月時点での話でございます。しかし、今般、7月末の状況を見まして、予算設定時には想定できなかった資材高騰によって補正せざるを得ない状況になったというふうなことであります。

どのようなことを行ったのかという、まずは削減した項目でありますけれども、面積の見直しというふうなことで、診療部門、病室等、機能以外で約515平米を縮小しております。大きな部分といたしましては、1階エネルギーセンター内に当初計画、予定しておりました特別高圧受電設備を屋外に設置するようにいたしました。それから、建物の高さの見直しであります。建物の全体の高さを合計で1.1メートル縮小いたしました、最高高さを57.86メートルにいたしました。それから、特別高圧受電見直しであります。屋内から屋外に変更することによりまして、機器のコストダウンを図りました。それから、空調システムの見直しであります。病室など患者さんが利用する部分を除きまして、空調機器を個別制御から一括制御のほうに変えさせていただきました。これによってコストの削減が行われたわけでありまして、それから、エレベーターの台数等の見直しで、当初、合計で22台というような予定であったんですが、患者さんに直接影響のない職員の使うエレベーター等を2台削減したとかというようなことでありまして、こちらのような削減を1月、2月、そこら辺からもう資材高騰ということもありましたので、ずっと6月末、7月になってもやっておりました。それで、その削減の合計でありますけれども、約11億円程度でございます。

それで一方、年が変わって1月くらいから新聞等で上昇が見受けられるというようなことで、そちらのほうをにらみながらの削減ということ、それから、一方で値上がりをいつの時点でというようなことで、ぎりぎりの7月末の段階まで見ていたというようなことであります。

それで、今回、その増加でありますけれども、躯体工事関係で、これは内容ですけれども、生コンでありますとか型枠・鉄筋・鉄骨等の単価であります、これが20.3%であります。

それから、仕上げ工事、これは建具でありますとか金属工事の単価の増、これが9.8%増、それから電気設備、それから機械設備、こちらのほうも両方とも10%弱増加しておりまして、全体といたしましては12.0%の増加というようなことで、当初の計画よりはどうしても22億円が、前の予算でありましたらば、これはちょっと不調に終わって、設計価格ですか、それがオーバーしてしまうというようなことが予想されたというようなことで、今回補正予算をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） いろんな資材等の大幅な値上げがどうしても避けられないということだろうと思います。

それと、時間もございませんので次に進みますけれども、基本計画の中で317億円と今申しました。今後22億円追加されるわけでございますけれども、317億円の中において、建物の補強工事、要するに耐震化できるものについての補強工事、あるいは改修工事等を行うということで37億円ほどの事業費が示されていたわけでございます。その中の改修できない中で解体する建物があるかと思えます。そのときには駐車場等に利用されるということでございますけれども、その解体費用等は37億円の中に含まれてあったのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） こちらの費用は当初から、計画に入れております。

それで、当初、私のほうは、この再整備計画自体がすべて資本的支出のところになされるだろうというようなことで、若干、資本的支出じゃなくて収益的なものもあるというのが後になって分かったわけなんですけれども、当時の計画の中では、そのほかに収益的な支出のほうで、以前も何かでご説明したかと思えますけれども、勘定科目的には解体費用というのは資産減耗費ということになりまして、収益的なほうで見ることになっております。なので、ここの部分につきましては除かれるというようなことであります。ただ、収支計画のところでは、もちろん含めて計算をしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 基本計画の中において、今の病院経営を維持し再整備することにより、

患者ばかりでなく病院経営にとっても大きなプラスであり、多額の事業費をかけても、また起債等の発生があっても事業性があるとしてきている。私たちも時としてあるわけでございますけれども、買うもの、あるいは欲しいものを先に決めてしまって、お金をその後から工面するというのも時にはあるわけでございます。また、その反対の方法もあるわけでございますけれども、病院のこの再整備計画をそれらに当てはめることが、いろいろあるかと思いますが、分かりやすく、何か率直な気持ち、どっちが先なのかなと、当てはめるとしたらどちらになるのか、ちょっとお願いしたいと思いますが。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） その両方でございます。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 両面に関係するということでございますけれども、じゃ、次の項目に移りたいと思います。

基本計画、基本設計の提示方法ということでございます。昨年を若干振り返ってみたわけでございますけれども、昨年の3月末に再整備計画事業計画概要として提示されたわけでございます。その際、説明もあり、質疑もあったように記憶しておりますわけでございますが、その際は、素案であると、今後変わることがありますよと、そんなだったと思います。しかし、基本設計については、2月28日開会の議案にのっていたし、その後、5月に基本計画の提示があり、素案として示されたときより、新本館工事で13億5,000万円余りが上乗せになってきたわけでございます。一応2億円くらいですか、上乗せされてきておったわけでございます。そのような形の中で、9月議会の補正で3億1,395万円の実施設計委託料が承認されたわけでございます。

私たち議会に所属している中でも、ちょっと理解できない中で、説明もあまり求めずして来てしまったような感じを私としては持つておるわけでございます。提案者側としてその辺はどのように感じているか、お願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 日下議員はよく勉強されて、こちらもいつもご指導いただいているわけでありますが、日下議員がそうおっしゃるということは、大変、私も、十分説明したつもりではおりますが、まだご理解いただけていないというのはやはり問題だろう、

これからこの事業を進めながらご理解いただいて、その先に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 大変不躰な質問になったかと思いますが、ということは、建築設計事務所が作成した資料に基づきまして、たしか全員協議会で詳細に説明を受けたかなと思います。しかし、議会の責任ということに若干触れさせていただきますけれども、あまりにも私どもは分からない中でそれをしてしまっただうなのかなということと、ともかく大規模な事業計画でございますし、ときには一般市民、あるいは学識経験者などを入れた専門的な知識を持った計画策定委員会等の立ち上げを必要としていたんじゃないかなと、そんなことを感じるわけでございますけれども、その辺がなかったように思うわけでございますけれども、その辺について伺いさせていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） この計画自体は内部でかなり長くもんでおりまして、表に出たのは数年前になるだろうと思いますが、その時点では学識経験者が入っておりまして、その中で将来方向についてよく検討したつもりでございますが、何しろご理解いただけなかったということについては、重々、申し訳ありませんというふうに思っております。これからぜひよくご理解いただけるようにご説明を再三したいと、このように思っております。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 大変ありがとうございました。

そういう中でございますけれども、やはり現在、相当目まぐるしく変化されている医療環境、あるいは経済情勢でございます。そんなことをかんがえましたときには、民間であると、恐らくこれだけの計画であっても若干先送り等を考えなければならないのではないかなと私は思うわけでございます。たまたま市の施設、確かにそれだけの病院ということは重要な施設でございますから、そのようなことは考えなくてもいいのかなと思いますけれども、民間レベルでやはり考えることも一つの視点なのかなと思いますので、もし民間レベルで考えてどうだこうだということもちょっと失礼な質問になろうかと思いますが、それらに向けて何か意見等、考えがございましたらお願いしたいと思っておりますけれども。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 民間でも公でもこれだけの大事業というのは、やはり経済性及び公共性を発揮すべく慎重にやらざるを得ないというのは同様であるというふうに思います。事業性を再三検討しておりまして、その結果、やはりこのまま計画どおり進めたほうがいいだろうと、このようなことでございますので、その辺、ご理解いただきたいと、このように思います。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） そのような形だということでございますけれども、じゃ、次の補助金に移らせていただきたいと思います。

補助金のほうは、今年度から23年度にかけまして23億8,000万円ほど見込めるという話は出ております。ただ、ちょっと過去のを振り返ってみますと、市長は過去何回か言われてきておるわけでございますけれども、しっかりした計画が出たら国・県へお願いすると。特に実施設計の提案された昨年9月議会においては、補正予算が通過したら国・県へ支援をお願いすることが私の仕事であると。患者は3割が市民であって、あと7割は市外であると。また、他の機関へ医師の派遣等をしていたり、大きな貢献をしておる施設であると。国・県はしかるべき支援をするのは当然であると、9月議会の答弁の中でされておるわけでございます。

その辺の関係での補助金が、今後、県から千葉県公的医療機関関係整備補助金ですか、そういうものが見込めるということでございますけれども、それ以外のものとしてはどのようなお考えが今後想定できるかお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今、日下議員がおっしゃってくれたとおりでございまして、もう当然、国・県に補助金を出してもらって当然な施設だろう、そのように考えています。再三お願いにも行っていますし、これからも重ねて、できるだけ多くのものを出していただけるようお願いに上がる覚悟であります。ただ、それに対してどのくらいのせてもらえるかということとは、ちょっと相手のある話ですから、何とも想像が付きませんけれども、精いっぱい努力はさせていただきます。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 市長は今お答えいただいたわけでございますけれども、私も、当然、この病院は7割市民以外の方々のためにある病院だと思っておるわけでございます。当然、

市民の多くもそのように感じておると思います。当然、この事業について、補助金がない事業ではないというのが率直な意見だと思います。そういうことでございますので、今後、市長、病院事業管理者、院長のほうもそうでございますけれども、しっかりその辺を市民のためにできるだけ補助金の要請をして、立派な病院の建設をしていただきたいなと思います。

そういうことで、当然のごとく、施設をした中で市民の負担になっては困るわけでございまして、当然、市民が安心できるような施設の計画でなければならないわけでございますので、そのような、結果が出なければ分からないということでは困ります。そういうことの中で前進できるような施設運営のため、そういう努力というか、お願いしていただきたいと、そういう要望をしまいたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、税関係に入るわけでございます。19年度の報告等をいただきました。その中で、決算の関係もございますので、時間もそう残っていないようですので、その辺は若干決算のほうでまたお聞きさせていただくこともあろうかと思えます。

しかし、やはり税は、冒頭で申し上げさせていただきましたが、市民の義務であり、当然公平なものだと思います。公平の義務だと思います。金額は当然おのおの違うわけでございますけれども、税は当然公平にかけているのが基本だと思いますので、そのような形の中で、徴収率等の影響によって市の財政が影響する、あるいはまた計画が影響するということがあっては困りますので、ぜひその辺を、税務課担当部署でございますので、しっかりお願いしたいなと思います。

当然、そういうことで、見てみますと金額等で上がっておるわけでございますけれども、税源移譲等を勘案した場合には下がってきておると、そんな形を思うわけでございますので、その辺をぜひしっかりお願いしたいなと思います。

それと滞納整理推進機構になるわけでございますけれども、先ほど、38件で対象が7,195万円ですか、収入が見込めたのが1,069万円でしたか、14.9%ということであるわけでございますけれども、ちょっと私聞いたのかな、聞き損なったのかなと思いますけれども、その際に差し押さえ等がどのくらいあったのかなということ、それをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、千葉県滞納整理機構を実施しましたときの差し押さえ等の内容についてお答えいたします。

まず、全体では21件ございました。金額は5,193万8,000円と、内訳としまして、不動産が10件、預金が9件、給与が1件、その他債権が1件ということでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） そうしますと、預金等の差し押さえであれば簡単だと思います。不動産等につきましては、過去のものも若干残っておるのかなと思いますけれども、その辺を今後どのような形で処理されていくのかなということをお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） この状況下で不動産の処分をするというのはなかなか難しいことだと思いますけれども、予算のほうも不動産課税等をとっておりますので、公売できるところからやっていきたいなと思っていますけれども、なかなか条件のいい場所とかそういうものは押さえていないということが現状であります。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 難しいということでございますけれども、難しい難しいで済むことなくして、ぜひその辺は市民のために努力をお願いしたいなと思います。

それと、税についてはいろいろ確かに税務課の職員は大変だと思います。夜間、あるいは休日等を返上しながら窓口を開設したりしておる努力は払っていただいております。しかし、多分その辺、役所の中で窓口を開設しても、なかなか払いに来てくれる人は少ないのかなと。私の予想ですけれども、感じるわけでございます。払うべき人は、恐らくそんなことはなくても払ってくれるのかなと思いますけれども、いわゆる未納扱いの方は、なかなかそういう形でなくして、時効が来れば本当に助かるななんていうことも考えている人も中にはあるんじゃないのかなと。そんなことも考えてしまうわけでございますけれども、今後、臨戸徴収等もやられているということでございますけれども、その辺をさらに強化するようなことがあるのかどうか、考えているのかどうか、その辺をお願いしたいなと思います。

それと、市内においては特別徴収を行っている団体、あるいは事業所が結構あるんじゃないかなと思います。その辺のものは全体としての金額ベース等で一体どのくらいの割合が示されているのか、お願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 徴収体制の強化についてですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、会って時効を免れるというようなことは決して許されるものではありませんので、今、臨戸の徴収をしまして、その家庭の状況とか家とかそういうのを見ないと、余裕がある家がそうでないかというのは区別が付きませんので、そういう面をきっちりとやっていきたいと。それから、昼間会えない方については夜徴収するというふうにしております。

それから、特別徴収と普通徴収の割合でございますけれども、まず、全体で特別徴収の収入済額は15億9,389万円、割合は56.8%となります。普通徴収の収入済額は12億1,471万円で、割合は43.2%です。それから、特別徴収を行っている事業所の数ですけれども、2,198事業所です。それから、徴収率関係ですけれども、特別徴収で99.3%、普通徴収で90.3%という状況であります。

- 議長（明智忠直） 先ほど4回目と言いましたけれども、2番目の質問と3番目の質問を混同しておりましたので4回目と言いましたけれども、3番目の滞納対策というようなことで理解したいと思いますので、質問を受けたいと思います。

日下議員。

- 13番（日下昭治） そういうことで、特別徴収の中で、かなり高いということでございます。特別徴収の率は高いわけでございます。そういうことでございますけれども、その中で多分、市役所もそのような形をとっておると思います。中央病院も、市内においては最大の企業の一つ、そのような対象の一つだと思います。

そういうことの中で、今回、再整備計画ということの中で、厳しい面から、逆な面から質問をしておったわけでございますが、逆に中央病院のお金をもって旭市の経済効果というか、市税等もかなり中央病院は特別徴収されておるわけでございますので、かなりあると思います。その辺で、公的機関でございます役所、中央病院等の特別徴収されている額がどのくらいあるのか、お示しいただければと思います。

- 議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 特定の事業所の課税額をお知らせすることはできません。
- 議長（明智忠直） 日下議員。
- 13番（日下昭治） これは特定ということになれば、特定になろうかと思います。しかし、これは個人であればいろいろあるけれども、そういう関係の法令的なものが実際あるんです

か、事業所の特別徴収の額等の開示ができないというのは。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、市役所とか中央病院とか出ましたけれども、そうしますと特別徴収事業所というのは、個人で少ないような人数、どの会社でも対象事業所ならばそこもいいのかという話になります。それと課税額については、これはどこにも公表してございません。これは地方税法のほうの課税の守秘義務がございますので、お答えは差し控えたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

島 田 和 雄

○議長（明智忠直） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（ 2 番 島田和雄 登壇 ）

○ 2 番（島田和雄） 議席番号 2 番、島田和雄です。3 項目の一般質問をさせていただきます。

1 項目めは、合併 3 年間の分析と今後の課題ということで、7 点に分けて質問をします。

合併をして 3 年余りが経過をしました。市長をはじめ市執行部の皆さんには、新旭市が合併の効果を発揮してよりすばらしい市になることを念願し、懸命に市政運営をされてきたことと思います。私も合併協議会の協議に加わった一人としてこの 3 年間で振り返って、成果や今後の課題を浮き彫りにし、市建設の一助になればと考え、質問をします。

それでは、まず 1 点目は、市長にお伺いしますが、合併協議会の会長として、また合併後は新旭市の責任者として市長が考えていたまちづくりがこの 3 年間でどのくらい達成できたか、感想をお伺いします。

2 点目は、地方分権への対応ですが、地方分権の推進には、分権の受け皿となる地方自治体の人口、財政力、行政処理能力などの基盤整備が欠かせないということで、市町村合併が行われたわけですが、市としてはどのくらいの基盤整備の充実が図れたと評価しているか伺います。また、合併前の平成 12 年地方分権一括法施行後の国や県からの税財源、権限の移譲はどのくらい進んだのか伺います。

3 点目は、行政サービスの充実について伺います。合併後は、行財政基盤の強化によって行政サービスの充実が図られるとなっておりました。市民はこの言葉に期待を持ったわけですが、実際にはサービスの向上を実感していない市民が多いように思われます。市民の目に

見えない部分もあるかもしれませんが、こういったサービスの向上が図られたか伺います。また、市の総合計画を見ますと、厳しい財政事情の中、将来にわたって必要な行政サービスを提供していくためには市民との協働を推進するとなっています。これはどういうことを市が考えているのか伺います。

4点目は、新市建設計画について伺います。新市建設計画は、合併協議会において新市の均等な発展を目指して決められました。財政的な裏づけは、合併特例債、そして国・県の合併に伴う補助金等4項目、金額にして27億円だと思いますが、これらの財源が新市建設計画事業にどのように使われてきたのか、事業名とそれに投入された資金名と金額について伺います。

5点目は、財政の見通しについて伺います。旭市の財政は、合併したことによって現在は安定しており、合併の特典を享受している時期だと思います。しかし、そういった特典のなくなる合併10年後、つまり平成27年以降においても安定した財政運営ができなければなりません。市としては、既にそういうことを考えて対策を実行されていることと思います。そういったことについて質問しますが、合併10年後以降は地方交付税が、合併算定替えの特典がなくなることによって減少する。また、人口減による市税の減収などが見込まれますが、どのくらいの減収になる見通しか伺います。また、そういった中でもサービスを落とさず市の収支のバランスがとれなければなりません。人件費の削減など徐々に経費の削減はされていますが、その効果はどのくらいか、また、その他の収支のバランスをとるための対策として市はどのようなことを考えているか伺います。

6点目、7点目は、歳入の確保、歳出の削減について、もう少し詳しく見てみたいと思います。

まず、6点目の歳入の確保についてであります。アクションプランには、安定した歳入の確保ということで三つ示されています。一つ目は、市税徴収率の向上で5億8,700万円、二つ目、未利用資産の処分で3,200万円、三つ目、受益者負担の適正化で2,500万円を平成17年から21年度までの5年間で確保したいということですが、これらの17年度、18年度、19年度の3年間の実績をお示しください。また、歳入の確保という点で、長期的には企業の誘致が大きな効果として考えられますが、見通しはどうか伺います。

7点目は、歳出の削減について伺います。アクションプランには二つ示されています。一つ目は人件費の抑制で19億5,800万円、二つ目はその他の一般行政経費の抑制として3,500万円を5年間で削減したいとなっていますが、17年度、18年度、19年度、3年間の実績をお示

してください。

また、一般行政経費の抑制の中で、行政評価等を通じて一層の上積みを図るとなっています。行政評価は、市がいろいろな事業を実施した結果、どれほどの効果や成果が上がっているかを評価するものです。そして、その評価を踏まえて、より力を入れていく事業、やり方を改める必要がある事業などを明らかにして次の年の改善に役立て、よりよい事業を実施していこうとするものです。評価の過程で事業の費用対効果も分析し、経費の節減が可能になるというものですが、旭市の行政評価の取り組みの状況を説明してください。

2項目めとして、農業資材高騰対策について伺います。

農業だけの問題ではありませんが、特に旭市の基幹産業である農業が今、燃料、肥料、飼料、ビニールなどの資材の急激な高騰で、今後の生産を続けられるかどうかの選択を迫られるほどの非常に厳しい経営に陥っています。農業生産高県内1位を誇る旭市としても、基幹産業が衰退するようなことがあっては市政運営にも重大な影響が考えられます。農家の悲鳴は耳に届いていると思います。市として何らかの対策を考えておられるのか伺います。

3項目めとして、銚子市立病院の休止による旭中央病院への影響について伺います。

1点目は、どのような影響が出ているかということですが、休止発表後の一般患者、また救急患者は増加の傾向にあるのか、あればどのくらい増加しているか伺います。

2点目は、銚子市、匝瑳市、東庄町との協議中の医療連携の取り組みは今後どうなっていくのか伺います。

3点目は、医療関係者の受け入れはどのような状況か伺います。

質問は以上です。答弁をよろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、島田議員の質問の中で、合併後３年間市政を担当されての市長の感想という面で、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ちょうど議員からもご指摘がございましたように、合併協議会の会長も務めさせていただいて、その当時から私の思いというのは、この合併をした１市３町というのは、その当時からも中央病院事業、あるいは消防事業、塵芥、衛生組合、火葬場、さらには東総広域の事務組合等さまざまな事業をともに運営しておりまして、そんな意味ではいつ一緒になってもおかしくない１市３町だ、そのようなお話をさせていただいてまいったわけでありますけれども、実際に17年７月１日に合併をしてみまして３年２か月ほど経過をしたわけでありますけれども、まさにそのとおりであった、そのような思いであります。本当にいい時期にみんな協力し合って合併をしたなど。

その合併効果というのがまず第一に表れておりますのは、もう私から語るまでもなく、今、小・中学校の耐震補強という面に全力で取り組んでおるわけでありますけれども、市内に小・中学校20校ございます。その中で手をかけなくてもいい学校というのは、わずかに小学校が６校、それだけというのが現状でございます。あと小・中学校14校、耐震補強あるいは全面改築という形で取り組まなければならない。こういった事業というのは、合併をすることによってこれだけ有利な財源が生まれませんととてもできなかった問題だろう、そのように見ております。合併特例債という非常にありがたい財源を得て、そして一気にこの耐震補強等取り組むことができるわけでありまして、この10月には、二中が、校舎が終わりますと耐震率が実に85.1%、あと残すところ第一中学校の屋内運動場、あるいは中央小学校の北校舎、それと矢指小学校と飯岡中学校が全面改築、こういったものを控えておりますけれども、できるだけ早い段階でこれを整備して、そして子どもたちには安心な所で学ばせてあげたいなと、そのように考えております。

それともう一つ、合併後一番うれしく思っておりますのは、１市３町どこをとりましても非常に市民の協力体制がありがたい、非常に市民の協力体制がいいというのが、この旭市の現状であります。本当に旭市民というのは心が温かいな、そういった思いを直接感じております。といいますのは、この市民の協働という問題でありますけれども、まず、小・中学生の登下校時の安全という問題で、本当にいろんな団体の皆さん方、すべてボランティアでありますけれども、小学生、中学生の登下校時に外へ出たり、あるいは一緒に歩いたり、いろんな形で子どもたちの安全を見守ってくれております。

それから、民生委員、あるいは保健推進員の皆さん方をはじめとして大勢の皆さん方が各

学校へ食育に入っていたり、あるいは独居老人の皆さん方も旭市でも非常に多くなっておるんですけれども、その家庭へ顔を出して、そのお年寄りの皆さん方の安全確認、あるいは話し相手がなくて寂しがってはいないかどうか、そういった気配りをしていただいたり、配食サービス等もしていただいておりますし、同時に、そういった皆さん方に各地区の集会所等に集まっていたり、そこで料理を作って一緒に食べていただいたり、さらに、ボランティアの皆さん方は中央病院にも入っていただいて、中央病院で初めて来た皆さん方の案内をしていただいたり、あるいは障害を持っている皆さん方の車への乗りおりに力をかしていただいたり、いろんな意味で旭市民は協力をしてくれております。

そういった大勢の市民の皆さん方にお手伝いをいただきながら、まちづくりができる。こういった温かい市民であれば、その市民と一緒にこれからこのまちを作っていくことによって、恐らく、私は、みんなで努力をさせていただければ、旭市は市民の人口を減らさなくて済むまちだろう、逆に増やすこともできるんじゃないのかな、そのように考えております。

こういったすばらしいまちを預らせていただいて、これからも総合計画にきちっとのとりながら、そして市民の皆さん方といろんな相談をさせていただきながら、一つの目標に掲げております「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」、その実現に向けて全力で取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 銚子市立病院、ご指摘のようにこの9月で残念ながら休院というふうなことになるようであります。我々も6月終わりごろから具合が悪いというような報告を受けておりまして、その患者さんがこちらに来たらどうしようかと、このように常々心配していたところでありますが、結論から申し上げますと、まだはっきりした傾向がつかめないというのが現実でありまして、実はその月によりまして、非常に患者さんの数、それから救急車の数、入院患者さんの数というのが変わってまいりまして、パーセントで見ると、例えば外来につきましては、4月が、銚子市の外来の患者の割合が13.4%であります。そして6月が13.4%、7月が13.6%、8月が13.4%というふうになっておりまして、これがパーセントで見ますとあまり変わっていない。

それから、救急車による受け入れ件数であります。これも非常にばらばらでありまして、4月が51件、5月41件、6月51件、7月69件、8月70件、こういうふうに一見7月、8月が増えているように見えるわけですが、パーセントでとりますと全体の件数も増えてお

りまして、いわゆる銚子市以外のですね。8月で11.09%、6月が10.6%ですから、もしかしたら1%程度増えているのかなということでありますけれども、もうちょっと期間を見て分析していかないとちょっと分かりません。ただ、救急にありますと銚子市の救急車が目につくような気がいたしますが、実際はパーセントとしては1%程度しか増えていないということであります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 島田議員の質問のうち、1番目の合併3年間の分析と今後の課題のうち、地方分権への対応2点、それから6番目の歳入確保についてと7番目の歳出削減についてそれぞれ1点、私のほうから申し上げます。

最初に、1点目の合併3年間の分析と今後の課題の中の地方分権への対応ということでございますが、最初に、分権の受け皿となる地方自治体としての自己評価、先ほど人口、財政力、行財政能力等基盤整備がどうだったのか、その辺の評価をということだと思います。自己評価ということですが、先ほど市長のほうからもありましたように、今回、新旭市となりました旧旭市、それから旧3町、これは地理的にも歴史的にも、経済・文化・生活などさまざまな面で深い結びつきを有しております。そういったことで、行政面でも、住民生活の安全・安心に直結しております病院や消防、さらにごみ処理などの共同処理、そういったことも一緒にやっていたということから、一体となることにつきましては高いハードルというものとはそれほどなかったのかなというふうに評価しております。

新旭市につきましては、7万人規模ということで、中核市や特例市といった、そういったより多くの権限が移譲される規模にはまだ至っておりませんが、従来の市町のとときと比較しまして、いろんなことに集中して取り組める体制が整ってきたというふうに感じております。一つとしては、広域的視点に立ったまちづくりができるようになったと。それから、専門性を持った行政運営もできるようになった。それから、スケールメリットによる行財政の効率化など、こういったものもできることによりまして、重点事業に財源を集中投下することが可能になったというふうに考えております。総括的に言いますと、分権型社会にふさわしい基礎自治体としてスタートすることができたのではないかとこのように考えております。

それから、2点目でございますが、旭市に権限移譲された事務はどのようなものがあるかということでございます。平成12年度以降に、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例というものがございまして、それ以降移譲された事務は13件ほどございます。

ただし、合併後３年間で権限移譲されたものがあるかといいますと、中核市や特例市についてはございましたが、旭市についてはございません。

権限移譲されたもので件数の大きいものを二つほどご紹介いたしますと、千葉県心身障害者扶養年金事務、これが18年度の処理件数で93件あったもの、それからもう一点が、建築確認申請に伴う事務、これが18年度の処理件数で207件、こういったものが件数の多いものでございます。

現在、新たな権限移譲ということで、地方分権改革推進委員会の１次勧告が５月に出ておりますが、これにつきましては359事務がピックアップされておりますが、市に対しては222ぐらいだろうかと、一般市に対しては検討がされているようですが、こちらにつきましては今後、２次勧告、３次勧告という形で出るようですので、その帰趨を見守っていきいたいというふうに考えております。

それから次ですが、合併３年間の分析と今後の課題の中の６番目、歳入確保、それから７番目の歳出削減、これにつきましては、旭市行政改革アクションプランの第４節歳入確保及び経費削減の目標額等という形で記載がございます。先ほど引用されておった部分につきまして、３年間の実績を申し上げます。

平成17年度から平成21年度までの５か年間、これを計画期間としますアクションプラン、その中で歳入については、市税徴収率の向上、未利用資産の処分、受益者負担の適正化という３項目がございます。それぞれ19年度までの３年間の実績を申し上げます。３年間で、最初に市税徴収率の向上によります実績の額ですが、4,629万円を達成いたしました。それから、未利用資産の処分ですが、３年間で3,105万1,000円でございます。それから、受益者負担の適正化等ということでは、３年間で1,226万6,000円、これが、行政改革アクションプランのほうに掲載いたしましたものに対する金額でございます。

それから、歳出のほうでございますが、同じく経費の削減・合理化ということで、人件費の抑制、それから、その他一般行政経費の抑制という二つの項目で効果額を定めて取り組んでおります。最初に、人件費の抑制ですが、３年間の実績ということで、今まで17年度、18年度、19年度の合計を申し上げたんですが、人件費については効果がその年に即表れません。つまり、職員の退職よりも採用を少な目にして全体を抑えていくという考え方でいっていますので、効果は翌年に出てまいります。ですから、人件費については18年度と19年度の実績、それから20年度の見込みの合計で申し上げます。13億5,884万1,000円になります。それから、その他一般行政経費の抑制ですが、これは17年度から19年度分までの実績でございますが、

150万円になっております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、合併3年間の分析と今後の課題の中の（2）番の中の税源移譲関係でございますけれども、これは先ほど来、税務課長のほうから申し上げましたように、税源移譲、所得税から住民税所得割の移譲ということで、これに伴います市税の増収額がおおむね5億6,000万円ということでございます。

それから、（4）番目になる新市建設計画についてというタイトルの中で、合併の新市建設計画の折には、補助金で4項目27億円くらいを見ていたということですが、これは補助金4項目と議員おっしゃられましたけれども、実際中身は、国からの補助金一つ、それから県からの交付金一つ、それから交付税関係で二つということで、合わせて四つということで、確かに新市建設計画の財源のところにも27億円ほど見込んでございました。

その中の具体的な内容ということでございます。

一つ目に、国庫補助金の市町村合併推進体制整備費補助金というのがございまして、これは10年間で5億4,000万円という枠があるわけですが、この間も議論になりましたけれども、小さなものから項目と金額ということで、申し上げます。

この補助金につきましては、18年度で小学校の緊急警報システム、これに340万円いただいております。それから、19年度で（仮称）下宿ふれあい公園整備事業、この設計等でございますけれども、これで700万円をいただいております。それから、これは20年度の見込みですが、一応この間もございましたように、3,700万円ほど予定しておりまして、現在のところ3年間で4,740万円ということになります。

それから、次、ふさのくに合併支援交付金、これは県の補助金でございますけれども、これは5年間で7億円ということで、これにつきましては、16年度で1市3町電算システム統合事業ということで、ここに1億4,000万円。17年度も同じく電算システム統合事業で1億4,000万円。18年度が、あさひ健康パーク整備事業に1億4,000万円、それから19年度も同じくあさひ健康パーク整備事業に1億4,000万円、それから20年度は、予定ですが、長熊スポーツ公園整備事業のほうに1億4,000万円ということで、20年までトータル、これは予定どおり7億円が消化できる見込みでございます。

次に、4項目と言いましたが、あとの二つは交付税でございます。交付税につきましては、いわゆる補助金と違いますが、何に幾らという小項目でのあれはございません。項目

立てはございますけれども、趣旨といいますか、そういったものはございますけれども、一つには普通交付税がございます。普通交付税の算定の特例ということで、これは合併の補正の5か年間で各年1億3,500万円ということで、5年間で6億7,500万円、このうちの18年度、19年度、20年度が見込みまで入れますと4億500万円ということで、あとは21年度、22年度でやはり1億3,500万円ずつ入ってまいります。

それからもう一つは、特別交付税でございます。特別交付税も包括的措置ということで、これは3か年の措置でございます。平成17年度は3億9,063万9,000円、平成18年度は2億3,438万3,000円、19年度は1億5,625万5,000円ということで、これが7億8,127万7,000円ということで、この今言いました4種類を合わせますと、20年度の見込みまで入れますと、19億7,867万7,000円ということで、島田議員が言われました27億円に對しまして、現在のところ73.3%ほど実行されているところでございます。

次に、(5)番の財政の見通しというところでございます。この中で、合併算定替えの特例措置が交付税にあるということで、27年度以降どのくらい減収を見込んでいるかというようなことだと思います。これは、交付税の折に申し上げておりますけれども、合併の算定替えの特例措置ということで、本来は7万人の市一本ということで算定をしますと、20年度で申し上げます。20年度ベースで一本算定になりまして、51億6,000万円です。今年の実際の合併の特例で算定したものが67億2,700万円です。この差を見ますと、20年度ベースで15億6,700万円ということで、合併算定替えによって現在保護されているということです。ですから、これが10年後には、同じルールでいきますと、そのくらい、15億円くらいが減ってしまうでしょうということになるかと思えます。

この15億円減っていったときに歳出とバランスをどうとるんだということだと思いますけれども、これは歳出の削減といろいろ絡むわけですが、先ほど来、副市長が申し上げましたように、人件費だけをとっても、もう相当の効果は出ております。20年度ベースで13億円程度、額面上そのくらい下がっておりますので、これは大いに助かっているわけです。ただ、これだけでは、またちょっと縮小が足りないのかな、もう少し一般の経費についても縮減をすることに心がけていかなければならないと。

ただ、それから投資的経費というのがございます。学校を作ったり道路を作ったり公園を作ったりいろいろあるんですけれども、この投資的経費につきましては、この10年間は合併の特例債がききますので、今かなりのペースで実施しています。これは先ほど市長が申し上げたとおりです。

ただ、一つの例として学校だけ取り上げましても、もう既に相当の、今まで、20年度まで入れますと58億円程度やっておりますので、こういったものは今後も続くといえますか、飯岡中ですか矢指小がございますけれども、その先、1回学校を改築すれば、20年あるいは25年のスパンでは当分事業を起こす可能性はないだろうということで、ここが一段落すれば相当楽になってくるということで、合併10年してもそれなりに調整はつくのではないかとという形で考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、私のほうからは、合併3年間の分析と今後の課題のうち（3）の行政サービスの充実、こういったサービスの向上が図られたかということについてまずお答えいたします。

合併に当たりまして、それぞれ1市3町、同じようで若干の相違がある事務事業を実施してきた。そういったことを統一して、今の旭市の基本的な事務事業になっていると。そういうことから、一概に行政サービスの向上したことを項目で例えば出していくことは難しい面があるのかな、個別に判断することは難しいんじゃないのかなというふうに思っております。

個々の受け取り方でサービスの満足感というのは相当違ってまいります。特に合併の大きな効果の一つに、市長、副市長、それから財政課長が申し上げましたとおり、行財政の効率化というのがあります。節減された経費、これを他へ振り向けることによって事務事業を実施することが可能になります。そうすると全体としては、やはりサービスがアップしている、維持することができる、そういったことが考えられると思います。例えばまたスケールメリットにより、懸案事項に対して集中して事業実施も可能になっている。先ほど市長が申し上げましたとおり、小・中学校の耐震化、これは最たるものであらうと思います。これはもうまさしくサービスの向上にほかなりません。国や県も含めて非常に厳しい財政状況の中で、従来のサービスを落とさずに維持しながら行政運営していけるという点では大きな効果が得られているのかなと、そのように考えております。

ちなみに小・中学校の耐震もそうですけれども、例えば学童保育が全市に行き渡っているとか、そういうこともあらうかと思います。また、コミュニティバスが全市走るようになっている、そういったことも見逃してはいけないのかなと、そのように思います。

それから、続きまして、同じく行政サービスの充実の中で市民協働の点が聞かれております。市民協働なんですけれども、これまでのまちづくり、行政があらゆるところで公共のサ

ービスを担って、市民はサービスの受け手という形で展開してきていました。市長が冒頭申し上げましたとおり、今、市民の協力が多く得られている。それも市民協働の一つの表れだろうと。

ただ、地方分権が推進していく中では、やはり市民ニーズというのはいろんなところ、多様化、複雑化し、変化し続けております。これに対応したきめ細やかな公共サービスの提供を行政ですべて、やはり賄うというのは困難だろうと。そうすると、どうしても市民の協力を得ていかなければならない。

だから、市を作っていく、まちづくりをしていくというのは、やはり行政だけじゃなくて市民と一緒にっていくというのが大切だ。それが、今、国であろうと県であろうとすべてのところで協働という言葉で表されているのかな、そのように思っております。そういうところもあって、今回、基本計画、総合計画の中にも協働とうたわせていただいている。その辺をご理解いただければなと思っております。

それから、（ 7 ）の歳出削減の中で評価システムの件、この辺も今、質問にございました。評価システム、簡単に申し上げれば、例えば従来から予算査定なんか財政がしておりますけれども、そういう財政の担当部局が行っている予算査定のヒアリングなんか一面では行政評価だろうと。翌年にこういった形で効果があったのか、その辺をきちんとっておりますし、そういったものを含めて次の年の予算づけをしている。

ただ、これをシステムとして、市として全面的に運用できるのかということ、実は今、システムの導入についてはまだ検討中になっています。この導入をするときには、全職員が、行政評価の考え方であるとか必要性、そういったものを理解していないと、ただ事務の手間が増えてしまった、そういうことで終わってしまう可能性も出てきます。そういった意識改革を含めてやっていく必要があるだろうと、そのように考えています。

実際に行政の評価システムというのは、国でもこうしたほうがいいですよというような統一的なものはまだ示されていません。実際によく言われるのが、P D C Aサイクル、要するにプラン、ドゥ等を実施して、それを評価してまたつなげていくんだよ、そういったサイクルがあるんですけども、そういった中でも、どれがいいのかというのは確立していないというのが実情です。こういったものがあるのか、それから、その中では、当然、今の電算システムの中に組み込んでいく必要がある。そういったところも含めて先進事例を研究して慎重に検討をしているところでございまして、実際の導入までいまだ少し時間をかけたいなど、そのように思っております。

それからもう一点、3番目の銚子市立病院の休止によります旭中央病院への影響という中で、(2)の東総地域医療連携はどうなるのかと、この点についてお答えしたいと思います。

まず、現時点の話ということで、銚子市立病院が9月末日をもって休院、休止するという形で出されました。これを受けまして、この連携協議会、これは事務レベルでございますけれども、実は病院の事務部長等入りまして、7月16日、銚子市から状況を実は伺っております。その中で銚子市のほうで、できる限り早い時期に再び病院を立ち上げるべき検討中である旨説明がございました。これはどういうふうに立ち上げるのか、それはまだ分かっていない。公設民営でいくのか、それとも民間譲渡になるのか。ただ、まだ公設民営というところも残っておりますので、この協議会の中ではその推移を見守っているというのが現在のところでございます。

なお、県におきましても、自治体病院の対策本部、これが9月に設置されております。この医療連携協議会のほうに県も参加しておりますから、そちらのほうと調整をしながら、この銚子市の動き、これを注視しながら進めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長(明智忠直) 商工観光課長。

○商工観光課長(神原房雄) それでは、合併3年間の分析と今後の課題の中の(6)の歳入の確保について、企業誘致の見通しについてお答えをいたします。

あさひ鎌数工業団地CD地区、新産業パークでございますけれども、平成13年3月より分譲面積37.4ヘクタールで販売を開始しました。13年度中に4社、4.3ヘクタールの企業誘致ができたわけでございますが、それ以降の企業誘致につきましては、企業からの引き合いもほとんどなく厳しい時代が続いておりました。最近、ここ3年ぐらい前から、企業からの引き合いも増加しております。その結果、具体的な誘致活動へ推移してきているところでございます。

過去2年間、18年度、19年度の誘致活動を見てみますと、企業からの問い合わせで、18年度、19年度ですが、20件から24件、立地交渉では18年度が10件、19年度が9件と、現地案内を含む来訪・訪問では5件から18件と増加しております。このような状況の中で、合併後2社の誘致ができました。平成18年5月には株式会社伊藤園、本年9月に北総養鶏組合GPセンターが操業を開始したものでございます。今後の誘致見通しにつきましても、政務報告で申し上げましたとおり、年度内に2社と契約予定と聞いております。これも日々の企業誘致活動の成果と考えております。

優良企業の誘致につきましては、税収や雇用の場が確保され、本市の産業経済の発展につながるものでございますので、今後も引き続き千葉県並びに千葉県土地開発公社などと連携を図りながら優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

以上です。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業の資材高騰対策につきまして、本市での対応につきましてお答え申し上げます。

ご承知のように、エネルギーや原材料の高騰を受けまして、あらゆる商品で値上げラッシュ等が続いております。特に農業を基幹産業とします本市においては、農業部門での資材高騰対策は重要であって、対策は急務、こういうことで理解しております。

特に具体的な本市での対策の現状を三つほどお答えさせていただきます。

一つ目としましては、使える制度は使おうというようなことで、現在、農業者への周知を行っております。特に農業用軽油、ご承知のようにこれは県税でありますけれども、農業者が使うということであれば、実はリッター当たり32円10銭の免税制度がございます。なかなかいい制度なんですけれども、農業者の方が知っていない、あるいは使っておらない、そんなことで、認定農業者へのこの制度の周知、あるいは活用につきましての指導を行っておりましてございます。

2点目としましては、農林漁業金融公庫等の協力を得ましての資金面での支援ということで、経営の維持資金というような形で、低金利あるいは長期の償還、そういう制度につきまして、常設の相談窓口等を設けまして農業者の方に活用の面で支援をさせていただいているところでございます。

三つ目としましては、国・県の補助事業を活用しての省エネルギー対策の取り組みへの支援ということで、先の滑川議員の質問にもありましたように、省エネ関係の暖房機への切り替えの農家16台、あるいはヒートポンプの暖房機への切り替え32台、こういう予定をしておる農業者の方に、国・県の補助事業、これをなるべく活用できるように市としては支援してまいっていきたい、そういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 答弁漏れの医療関係のほう、市立病院の休止による旭中央病院への影響についての3番目の医療関係者の受け入れということで。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 失礼いたしました。

（３）のほうの銚子市立病院の休止による旭中央病院へ影響についての（３）番目であり
ますね、医療関係者の受け入れについてというご質問でございます。

まず、看護師の受け入れについてであります。銚子市立病院が休止した後に、当院に
して就職を希望する方を対象といたしまして、先週の９月３日、４日の２日間にわたりまし
て、銚子市立病院を会場にして就職説明会を行いました。今後は、就職希望者に対し面接や
書類審査を行った上で採用していくことになります。当院としても、なるべく早い時期に７
対１看護体制をとりたいと考えておりますので、これについては積極的に対応していきたい
と考えております。あと看護師以外のその他の職種につきましては、現在までのところ、就
職希望の話は来ておりません。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○２番（島田和雄） それでは、再質問させていただきますけれども、答弁のほうで、非常に
あっちへいたりこっちへいたりというような答弁でありましたので、皆さんの回答がよく
把握し切れない部分もありましたので、回答を受けての再質問はなかなか思うようにいか
ない場面もあろうかと思えますけれども、ひとつその辺はよろしくお願いします。

まず最初に、市長の市政運営、この３年間の感想をお伺いしたわけでありますけれども、
有利な財源等を利用しての耐震補強、このような合併しなければできなかったようないろん
なそういったことが合併によって可能になったと。また、合併して市民の協力体制は非常に
いいと感じていると。そう感じておられるということは、本当にいい市政がしかれているの
かなというふうに感じたところでありますけれども。

今後について私が感じていますのは、この合併３年間でありますけれども、合併特例債等
を利用して、学校、道路、公園とか施設関係の整備に力が入っていたような、財源的な
ものを見ましてもそちらのほうに力が入っていたというような感じを受けるわけですが、
当然、福祉関係も力を入れておられたと思えますけれども、そちらのほうでちょっとど
っこいいちの政策といいますか、施策といいますか、そういったものを打ち出せていたのか
なというふうな感じも受けましたので、今後はそちらのほうにも力を入れていただきたいと
いうふうに思います。どうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 福祉の面といいますと、例えば今の旭市で力を入れておりますのは、少子・高齢化の時代でありますから、正直言って、ご年配の皆さん方には健康に注意をしてもらって、ぜひ健康で楽しい後半人生を暮らしていただけたら、そう思っているわけでありまして、それにはまず健康で過ごしていただかなければなりませんから、パークゴルフ場を作ったり、あるいはそういったものを整備させていただいたり、そういう大会を開いたりというような形で、大勢の皆さん方が健康も作るし交流を保つことによって、そういった精神面での心の面での健康も作る、そういった予防介護のような形に今全力で取り組んでおります。

それから、子どもたちのいわゆる小学校へ上がるまでの通院の手当なんかも市独自で取り組まさせていただいておりますし、それから、何といても、いわゆるお年寄りだけになってしまったんじゃ、市が活性化する道理がないわけですから、そういった意味で、若い皆さん方がこの旭市に残っていただけるように、企業誘致なんかも力を入れておりますし、同時に、木内議員にもその中に入らせていただけて進めていただけておりますのが、出会いコンシェルジュ、こういうものを通じて、ぜひ大勢の皆さん方に結婚をしていただけて、そして大勢の子どもさん方をつくってもらう、そういった取り組みにも今全力で取り組まさせていただいておりますし、そういった子どもたちが健康で真っすぐに育てられるように、市民ミュージカルをやってみたり、あるいは少年少女合唱団、こういったものにも全力で取り組まさせていただいて、そういった、大いにひとつ若い皆さん方からお年寄りまで健康で過ごせるようなまちづくり、それから、当然、健康な人だけというわけにはまいりませんから、障害を持っている皆さん方、あるいは障害児のリハビリセンターなんかも、今、千葉県では千葉市にだけしかございませんから、それを中央病院の整備に併せてぜひ中央病院で手がけてもらえるように今お願いもさせてもらっていますし、市役所から、学校でもそういった障害児も受け入れて健常児と一緒に生活ができるような、そういった対策もしっかりととらせていただいております。

そういった意味では、合併をさせてもらってそういった面にも力が注げるということで、非常にいいまちづくりができている、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 今、市長がおっしゃってくれましたような、この政策を今後ますます充実していただきまして、福祉のこれからの充実をよろしく願いいたします。

続きまして、2番目の地方分権への対応ということで再質問をさせていただきます。

答弁の中で、中核市にはなっていませんけれども、集中して取り組めるような体制は整備

されたというような副市長の答弁がございました。合併をしまして、どの程度の基盤整備ができたかというような質問をさせていただいたわけですが、この人口、財政力、行政処理能力ということでお伺いしたわけですが、これらの中で、この人口、財政力についてはほぼ決まったものがありまして、なかなか合併したからといって、それ以上は向上は望めないということだろうと思います。しかし、この行政処理能力、これにつきましては、職員の皆さんの努力で幾らでも向上が望めるということだろうと思います。

そういったことで、同じ規模くらいの自治体同士でも、差がつくのはこの辺だろうというふうに感じているわけでありまして。そういったことから、職員の皆さんの一層の努力、研さんをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 職員の能力、これはもう島田議員おっしゃる、まさにそのとおりです。四つの団体が一緒になって、ある程度人数的にも余裕ができてきたということで、例えば専門分野の方向で申し上げますと、社会福祉士を雇ったり保健師を雇ったりとか、専門家をある程度抱えることができるようになりました。そういった形については、後期高齢者の介護とかいろんな形での新たな行政需要について、振り向けることができるようになってまいりました。

それとあと職員自体の能力アップですけれども、職員の意識をこれは変えていかなければならないということで、いろんな形の研修についても、総務課のほうで、あるたびにいろんな形で受けるようにという形で働きかけております。

なお、今年4月から、初めてでございますが、旧3町の中の干潟町の出身の職員を県の市町村課のほうに派遣をして、勉強してもらっています。こういった形で、今までは旭市とか飯岡町とか海上町は県のほうに勉強に行ったことがあったんですけれども、行政では初めて今度干潟町のほうから出ていただきまして、いろんな形で刺激を受けていただいて帰ってきて、それで職員に戻ったらその成果を伝えていただいて、全体としてのレベルアップにつながればいいなと。このような取り組みをしておりますので、今後とも職員の資質アップに努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、権限の移譲のほうについてお伺いしますが、権限の移譲については何項目が示されたわけでありましてけれども、件数が多いものが何点かございました。こう

いった権限が市に移譲されまして、権限が移譲される前と同じようなやり方をされていたのでは何の意味もないというふうに思うわけでありまして、この市民のニーズに合うような施策というものが打ち出されて、市民に喜ばれたようなものがあったかどうかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 直接的な声としては聞いておりませんが、一番多い建築確認申請に係る事項、これは18年度207件ございました。これは、市が権限を移譲される前でしたら、県なり海匠地域整備センターですとか県の本庁に行かなければならなかったものが、こちらでできるようになったということで、かなりその方たちには利便性が向上したのではないかと、いうふうに考えております。

そのほかにいろんな形で権限が移譲された項目がありますが、処理件数が若干少ないところもありますけれども、こういったものを市の段階でできるんだよということを知らないでそういった件数が上がっていないものもあると思いますので、いろんな機会をとらえて周知をしていきたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田議員。

○2番（島田和雄） 地方分権の推進と言われておりますけれども、まだまだあまり分権が進んでいないように思います。これから進むんだというようなことを先ほど副市長はおっしゃっていただきましたけれども、法律上では、地方分権一括法によりまして国と地方自治体は対等な立場だというふうになったわけでありまして、きょうも朝のニュースを聞いておりましたら、民主党のマニフェストですか、ニュースで言っておりましたけれども、国からの補助金を交付税のほうに回すんだというような、そういう政策を民主党が打ち出していたわけでありまして。

要するに国からの補助金というはひもつきで、こういうふうにやりなさいと、使いなさいということで指示されるわけですが、交付税ということになりますと、自治体で自由に使ってくださいと、こういうことになるわけでありまして。こういった政策については、これまでの内閣でもやろうとされてきたわけですが、なかなか官僚の抵抗でできなかったということでありまして、そういった中でも、やっぱりこれが時代の流れといえますか、これからどんどんそういった方向で進んでくるというふうに考えられるわけでありまして。

そういったことから、それを今度、交付税として一括で来ても十分有効な使い方ができるように、市としてもいろいろとそういったことについて勉強とか、一言で言いますと、行政

処理能力というんですか、そういったことについてアップするように努力されることをよろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 地方分権そのものが、今、島田議員もおっしゃったように、最終的には財源も地方にくれと、その代わり地方もそれなりに切磋琢磨して、自分の所のことを一番知っている、地方自治体のことは地方自治体がやるというのが、究極の地方分権の目的ですから、それに応えられるような形で、それぞれの地域についてよく知っている地域の皆さん、あるいは職員、それぞれが、先ほど協働というお話が出ましたけれども、そういったものを踏まえながらまちづくりをやっていくと、そういう時代が最終的には一番いい姿なのかなと思います。

ただ、政策形成能力というのがよく言われますけれども、それについては、なかなか通常の仕事、合併後のいろんな形で追われている部分もあるのかなというふうに私も感じておりますけれども、そういった面についてこれから切磋琢磨していかなければならないと思いますので、職員の皆さんにもそういった形で求めていきたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、3番目の行政サービスの充実について再質問させていただきます。

行政サービスの向上ということが合併の一つの目標とされていたわけでありまして、これを個別に判断するのは難しいといったような答弁がございました。行政サービスも範囲が非常に広いわけでありまして、一つは、学校の耐震化等、合併によって財政が豊かになったということでそういうことができたというようなお話がございました。こういうことについても一つの大きな行政サービスというふうに受け取っているわけでありまして、私が聞きたかったのは、もっと身近な行政サービスと申しますか、企画課長は答弁の中でおっしゃってございましたけれども、学童保育とかそういうことなんですが、学童保育については、私も同僚議員と視察に行きましたけれども、市内15校中14校で実施されていると、だいぶ増えてきて、それに通っているお子さんも見てみますと、本当に楽しそうにやっておられました。

今、兄弟が少ないといったようなこともございまして、大勢の年の違う子どもらがいろいろなことに取り組んでいて、すごく上下関係といいますか、学校は同級生同士ですけれども、学童保育は1年から3年までいますので、いろいろ小さい人が大きい人に面倒を見てもらっ

たり、そういう場面もありまして、本当に人間関係の形成にもすばらしいなど、そういうふうに感じたわけでありまして、親にとっては安心して預けられるといったような利点もあって、このサービスはいいサービスだなというふうに感じたわけであります。

反面、下がったものもあるのではないかなというふうに思います。今年の3月議会で私が質疑しました、健康増進センターの使用料についてですけれども、料金を徴収することについては、サービスに対する負担の公平性と、こういった観点からこれは了解しておりますけれども、金額の設定については、なお微調整が必要とされているんじゃないかなというふうに感じています。

65歳以上の割引の特例がなくなったことも、これはサービスが低下していると感じられます。高齢者から一般と同じ料金を取って、どれほどの増収効果が見込めるのか分かりませんけれども、逆に割引をして、安くしますからぜひおいでくださいと勧誘をして、今、市が力を入れている介護予防の効果、あるいは医療費低下の効果等を引き出したほうがよほど有効活用になると思います。

健康増進センターについての自分の考えを述べたわけでありまして、サービスの低下が見られるというのはそんなにあるわけではありませんけれども、一例としてこんなこともありますよということを挙げさせていただきました。

そのほかにもいろいろとあろうかと思います。一部の関係者だけが恩恵を受けるとか受けないとかそういうことで、市民の大部分の方にとっては何もなかったというような話になってしまうのではないかなというふうに感じています。これ、何らかの形で合併の成果というものを市民の皆さんにお知らせする必要があるのではないのでしょうか。

それと市民の協働について、先ほど具体的な例、市長のほうからも協働についてというような形でお話がございました。市民との協働によるまちづくりについては、いろんな所でこういった言葉を最近見かけるようになりました。旭市の総合計画にも冒頭の部分に、市民参画と協働を重視した計画ということで載っております。これからの市の経営には欠かせないものだろうと思っています。市民との協働でさらなる市民サービスの拡充につなげていくためには、これからどのような分野でどのような活動を必要と考えているのかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、先ほど答弁を求められなかったわけでありまして、健康増進センターの料金なんかの問題がございました。島田議員おっしゃられましたように、

他の施設が有料で活用をしていただいておりますものですから、それに合わせての改正であったわけであります。これはもう当然、年配者の皆さん方の健康増進ということを目的に作っておるわけでありますから、その皆さん方が健康で医療費も何もかからないということになれば、当然お金が浮くわけでありますから、そうしたら今度は無料化でも何でもできるわけでありますから、決して見直さないというものではありませんから、そういった面で、その辺も十分見ながら料金に反映をしていきたい、そのように思います。

それから、市民との協働という問題でありますけれども、行政のほうは、やれと言われれば行政で何でもやれるんです。ただ、行政は行政そのもので金もうけはやっていませんから、当然それは市民の皆さん方にはね返っていくわけでありますから、市民の皆さん方にもできるところは市民の皆さん方で実行をしていただければ、それだけ今度負担が軽く済むわけがありますので、そういった意味で、市民の皆さん方にお手伝いをしていただきながら、どうしても行政でやらなければならないところはしっかり行政で取り組む、そういった形をこれからはとっていかなければならないだろう、そのように思います。

特に働く人が減ってお年寄りの割合が増えるということになれば、これは否応なく医療費でも何でもかさむという格好になってくるわけでありまして、それを若い皆さん方が全部負担するということになりますと、若い皆さん方が幾ら働いても働き切れない、払い切れないという形になってしまいますから、そういった面を防いでいくためには、どうしても自分たちでできるものは自分たちでやってもらうという形をとらないと、本当の意味で負担の軽い、そしてサービスの充実したまちづくりというのはできないわけでございますので、その辺も十分ご理解をいただきたいと思います。

どんな形で市民に説明をとということでありますけれども、この26日から地区懇談会を予定しております。大勢の皆さん方に集まっていただいて、率直な意見交換をしたいと思っておりますし、同時に、今、市が実行しているようなこともしっかりと市民の皆さん方に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） この26日から住民の皆さんの意見を聞く会合が行われるということでありますけれども、そういった中で、協働ということになれば、市としては、パートナー、これが必要になってくると思われますけれども、私の周りにも定年になって暇そうにしている人を結構見かけます。まだまだ若くて何でもできそうな方々で、こういう経験も知識も、ま

た時間もある方、協働のパートナーとしては最も適しているんじゃないかなというふうに思っておりますので、市はこういう人たちをターゲットにして協働の画策というものをしてみてもはどうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

どういう形でPRをして引き込んでいくか、それは非常に重要だろーと思います。今現在、一例を申し上げれば、例えば広報紙なんですけれども、これには毎月、例えば市民公益活動団体というような取り上げ方で、今こういうことをやっていますからぜひ参加してみてもうですかというような紹介を、これは毎月やっています。そういうところに参加できない場合も当然あります。

協働していく上で地盤、要するに基礎となる部分はどこかという話になりますと、それぞれの活動している地区があると思います。これは各行政区というような形で考えていただいてもいいと思うんですけれども、これはいわゆる町内会ですね。そういったところがコミュニティ構築の基礎になるんじゃないかということで、そこが少しでも活発な議論ができるように、その活動する拠点ということでコミュニティ施設の育成の事業をやっていく、そういったことも実施しています。

それからあとNPOなんかの育成もうちのほうでやっているんですけれども、これはなかなかこういう田舎では実績はやっぱりありません。

あと、この窓口を今、企画課の地域振興班という所に一本化して、それでPRをどんどんしていきましょうという形でございますので、さらに工夫しながら、引き込めるような形、いわゆるリタイヤ組にアプローチできるような方策をちょっと考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 島田議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、（４）番目の新市建設計画についてでありますけれども、合併特例債、それから４項目の補助金等について、事業名と金額についてお答えをいただいたわけでありまして、その中の合併特例債ですけれども、270億円くらいの使用可能額があるという中で、150億円くらいをこれから総額で使っていきたいと表明されているわけですが、この150億円と決められました根拠とございますか、それはどういうものなのか。

これから予定をしているこの事業費の合算なのか、それとも返済を考えてこのくらいが返済可能な範囲かなと考えたのか、その辺をお伺いします。

また、これから予定している事業はどんなものか、お伺いします。

それと、市町村合併推進体制整備費補助金の残額約4億円ということでしたが、この使い道は、これからどう使われるか考えておられるかお伺いします。

また、交付税の包括的特別交付税措置、合併直後の臨時的経費に対する財政措置、この2項目の使い道について、説明がまだはっきりされていないというふうに受け止めましたけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、合併特例債の150億円とした根拠ということでございますが、これはもう島田議員も合併推進協議会の中の委員もやられておりまして、そういった中で、新市建設計画というのは、これはもうベースになっております。その新市建設計画がベースで、さらに今度は新基本計画というもの、10か年の計画を作ったわけですが、その中の事業を積み上げまして、その中で合併特例債がかかるであろう額は、これは建設事業に対する枠が272億4,000万円程度ですけれども、その中で150億円程度であると。それからもう一つは、基金造成にかかる部分というものがあるわけですが、これが17億6,980万円ということで、これは予定どおりほぼ100%、これは3年間で終わりましたけれども、そういったことで、全体としては基金と形成事業分を合わせますと、290億円の枠の中ではほぼ57%くらいでいくんじゃないかという計画が、これは新基本計画の策定時点で積み上げた数字であると思います。

それから、合併特例債の今後の予定ということでございますけれども、この中には、今後、今年も含めまして、防災基盤の整備事業ですとか、これは今年、来年、それから上水道事業の出資金、それから、だいたい継続になりますけれども、街路の整備事業、それから旭中央病院のアクセス道、それから飯岡海上連絡道、それから学校給食センターの建て替え、それから学校関係で、矢指小学校ですとか飯岡中学校ですとか、そういったものが今後出てくるのではないかと考えております。

それから、市町村合併推進体制整備費補助金、これについての今後の予定ということでございますけれども、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業については、今年と来年にかけてですから、来年もこれは予定されます。それから、来年以降の予定につきましては、まだ今の

ところ未定でございます。

それから、交付税関係で、4項目の補助金の中の交付税の項目について説明がなかったということですが、これは補助金と違いまして一つの事業に充てろというものではないのは、これはもう議員もご存じだと思いますけれども、交付税ですから、あくまでも一般財源という形で結果はなってしまう。ただ、交付税上の名目がございまして、交付税の算入の名目としましては、やはり先ほど議員が言われましたように、合併直後の臨時的な経費に対する財源措置というものが、これは普通交付税ですね、5か年間、それから、特別交付税のほうもやはり同じですが、合併を期に行うコミュニティの育成ですとか、そういった料金格差、そういったものの調整、そういったものを含めて財政措置をしますよという趣旨がございまして、ただ、結果としましては、交付税ですので、基準財政需要額、それから収入額の差し引きで一般財源として交付されたものであることは、ご承知のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

それでは次に、合併特例債についてでありますけれども、これは有利なものだが、借金は借金だ、慎重に使いえといったような指摘があります。8月10日の朝日新聞にも、平成の合併第1号、兵庫県篠山市が合併特例債を使い過ぎて財政再建を出したような事態になったと報じられています。一方で、同じ記事の中で、堅実な使い方をすれば特例債は地域づくりの武器になるとも報じられているわけでありまして、要は、市財政の見通しをしっかりと持って、返済可能な範囲を把握した上で、市民生活に直結した、いずれ整備しなければならないものは積極的にやっていただきたいと思います。

そういった意味合いからしても、手前みそになりますけれども、海上町のこの排水問題、新市建設計画にもものっている中でも実施されない数少ない事業です。海上町としては大きな課題でありまして、先輩議員の皆さんも何人もこの質問をされてきました。ぜひ合併特例債を活用してこの事業を実施していただけるよう、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 海上町の排水問題というのは、私も自分で現地をきちんと調査させていただいて、コミュニティバスがあの水の中に沈んだのもよく見ていますし、そういった意味で、これはもう絶対にやらなければならない事業、そのように心がけております。ですから、

どうやったらできるだけ市の持ち出しを少なくしてできるのか、そういったものもしっかり踏まえながら、これはもうきちんとやりたいと思っていますから、どうぞひとつ皆さん方のお知恵もかしていただきたいと思います。

- 議長（明智忠直） 一般質問は途中でありますが、3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、島田和雄議員の一般質問を行います。

島田和雄議員。

- 2番（島田和雄） では、続きまして（5）番目の市財政の見通しについてということでありますけれども、財政課長のほうから、合併算定替えがなくなったことによって15億円以上減るとような答弁がございました。減った分は人件費等で減らして最後に帳じりを合わせるということだろうと思いますけれども、ここで質問では、数字云々ということではなくて、考え方をどうするかということでちょっとお伺いしたわけでありますけれども、財政課長が答弁されたことをグラフにちょっと私考えてやってみたんですけれども、ちょっとグラフを見ていただきたいと思います。これで見えていただいたほうが理解がしやすいということでありますので。

これは収入ラインです。主に交付税。これは平成17年、合併して10年間は一定の水準で交付税が来ると。全体の収入もこういった感じでいこうだろうということです。5年間で15億円くらい減ると。それからまた今度、算定替えで一定の水準になるというように今考えをしたわけなんですけれども、赤い部分が歳出ですけれども、歳出についてはこれに合わせるわけにはいかないと。主に人件費の削減ということを考えまして、これに合わせては無理だろうと。少しずつ少しずつ、最終的にこの32年で帳じりを合わせると、こういったことを市としても考えていると思うんですけれども、そうしますと、この収入と支出がだんだん開いていくということが考えられるわけです。27年度はこれがピークになると。今20年度でこのくらいですけれども、最終的に32年度で一緒にしていけばいいだろうというように考え方をされていると思うんですけれども。

市は、この部分、これは自由に使える、どう使ってもいいと、そういうふうと考えられると思うんですけれども、この辺についてどのようにこれから使われていくか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 合併のこと、交付税に限ってそのようなお話で15億円、人件費等は減っているんだから、その財源は多少、その三角の部分ですね、浮いている部分はあるだろうと。これは確かに一つの余裕としてはあると思います。それが結果的に、例えば投資的経費、例えば合併特例債がきいたとしてもこれは最終的には3割負担がありますし、全部合併特例債でやっても一時的には幾らかの金はある、それから合併特例債のない事業もやっているわけです。こういったものは、さっき言いましたように、学校改修でも既にもう58億円くらいやっています。こういった市はこの近隣ではないと思います。そういったことで、少しその部分の三角の部分があるために、こういう事業はやっぱりできているのかなということがあります。

それからまた、歳出、そのところになれば、人件費も今どんどん下降していますけれども、これはある程度のところで、人件費はゼロになっちゃうということはありませんので、ある程度まで限界というのは出てくるのかなと考えております。

そういったことで、今、割合余裕があって事業がこなされていけるという部分は、そういった交付税のところ、そういったものがあるのでできているのかなということで、この辺は10年、15年先の話はちょっと難しい話なんですけれども、いずれにいたしましても、そういったものに合わせながら、例えばそういった仮に余裕があるのであれば、15年後のためには貯金も少し残していったらいいだろうと、そういった形、そういったものを少しずつ考えて、財政運営というものはしていく必要があるのかなということを考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） そういった財政課長答弁がございましたけれども、15年後以降はそんなには余裕はないといった中で、やはり今この余裕が十分確保できるときに、将来に備えて基金の積み立てとか、あるいはそういったものをしておいて、いろいろと想定外の支出というようなものもあるかと思いますので、この辺、十分意識して将来に備えていただきたいなというふうに思っております。答弁は結構です。

それから次に、6番目の歳入の確保についてということでありますけれども、さまざまな

取り組みによって、徴収率の低下傾向に歯止めをかけるとなっていたわけですが、徴収率としてはあまり上がらなかった。これまでこの実行した取り組みが十分な効果が出なかったというようなことになるのかどうか、お伺いします。

また、未利用資産は市にどんなものがどのくらいあるのか、これを処分するに当たっては処分の仕方に決まりがあるのかどうかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、徴収率の関係ですが、まず出だしの17年度、18年度については、徴収率については確保できた。ただ、税源移譲によりまして、現年課税については大きく目標を下回ってしまったということで、残念ながら目標の徴収率のほうにはいかないと。ただ、これ、目標につきましては、県内の市の平均を目標にするということです、低い目標にしたら何もならないし、そのくらいの目標ではないかなと思っています。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 未利用資産はどのくらいあるのかというお話と、どのような方針でということでございます。

市の未利用資産というのは、今回、アクションプランで処分できるであろうと載せた面積約3.2ヘクタール、ただ、これを含めまして未利用資産というのは全体で22ヘクタールくらいあります。ただ、22ヘクタールあるといっても、これは実際には飯岡地先の海岸の砂地、そういったところ、それから中谷里ですとか仁玉ですとか神宮寺のほうのいわゆる保安林みたいなところ、実際には現実的には処分できないようなところ、そういったものがもう8割程度を占めておりますので、アクションプランで出した処分できるであろう面積はそのくらいであろうということで申し上げております。

その処分等の方針ということでございますけれども、今の明確なものとして、これをこうしますというものはございません。ただ、いろいろな問題のない部分については、例えば道路ですとか境界ですとか、そういったものがはっきりしているところで使う見込みはないというものは、処分をいたしているところです。

今後につきましては、やはりある程度方針を持って、こういう形で利活用も含めまして処分の方針というようなものをこれからつくればよいなということで、今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

徴収率の問題ですけれども、いつも税務課長には徴収率、徴収率ということでやかましく言って申し訳ないんですけれども、逆にこの課税額を引き上げる方法、つまり市民の収入を増やす方法を議員のほうも考えてくれと課長から要望されたことがありました。そのとおりだと思います。これは税收アップのための車の両輪だろうと思います。その一つの解決方法が企業誘致だと考えております。日華化学は神栖市のほうへいずれ移転してしまいます。大変残念ですが、このままでは税收が減ってしまいます。企業誘致が実現すれば当然税收は増えると、誘致の見通しはあるとただいま答弁いただきましたけれども、それが公表できるものであれば、交渉中ということで慎重を期すということであれば結構ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 契約がまだ済んでおりませんので、守秘義務がございますので、業務内容について説明したいと思います。

1社についてはプラスチックの原料の再生・加工販売と、もう1社については生鮮野菜の包装、それから冷凍野菜のペースト等々の製造というふうに聞いております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

何としても慎重に交渉していただきまして、誘致を成功させていただきたいと思います。

それから、未利用資産の処分につきましては、将来にわたって使用しないだろうと判断できるものは処分してもよいと考えられますけれども、何らかの利用が考えられる場合は慎重に処分をしていただききたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） その辺も含めまして、できるものはやるし、また、できないものはいろいろ検討して、ケース・バイ・ケースによると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（明智忠直） 島田議員。

○2番（島田和雄） 次に、7番目の歳出削減についてお伺ひします。

人件費のほうは順調に削減されているように感じました。

次に、行政評価システムの取り組みについてお伺いします。

まだこれは検討中ということでありましたけれども、これについては2年前、18年9月議会でも提案を私はしましたけれども、そのままになっていたということで、アクションプランにも示されているものを見ますと、次のように書かれています。この行政評価を活用して最小限の経費で最大の効果を上げるよう、事業の重点化、効率化を図る。また、評価の結果を予算編成と連動させるともなっています。

こういう説明を見ますと、行政評価というものは大変重要なシステムだろうと感じております。私は、このアクションプランの根幹を成す考え方ではないかなというふうに思っております。行政評価制度について市はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 行政評価の関係なんですけれども、最初の答弁で申し上げたとおり、まだでき上がっていない、これが実情でございます。

ちなみに、国・県でどういう取り組みをしているかを簡単にご紹介申し上げますと、国なんかですと、国の事業に対して3,700ほどの政策評価を実施していると。県は、40というプロジェクトに対して646の重点事業の評価をしている。こういった形でございます。

冒頭に申し上げましたとおり、実際に予算を要求する段階で、この事業についてはどうだったのかという各課の評価を入れる欄がございます。ここを見ながら今は予算措置を財政のほうでしている。そこが一部そうなんだろうなということであちのほうはとらえております。その部分を全部、評価できるのか、評価システムに組み込むことができるかということ、現段階では、職員の手間と、要するに費用対効果を考えたときにどうなのかということで、今二の足を踏んでいるのが状況である。要するに国・県に対して、国・県であっても非常に大きなものでしか評価はしていないというのが実情でございます、そのライン引きがちょっと難しいなと。

あと、今うちのほうで考えているところなんですけれども、基本計画の中で、これは5か年の計画があります。19年度から始まっています今年2年目、来年3年目です。中間年には何らかの形でその部分については評価を出していく必要があるだろうと。その部分までに何か形のあるものにとらえていければなと、そのように考えておる次第です。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

- 2 番（島田和雄） 行政評価は、なかなか実際に実行するのはいろいろと障害があるというような答弁で、困難性があるというようなことでありましたけれども、効果のほうを見ますと、すばらしい効果が示されているわけでありまして、そういった効果を私どもとしては、ぜひ求めたいわけでありまして、県も重点事業についての評価をしているということでございますけれども、市としまして、できる部分からでも結構ですので、こういったことに取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、2 項目めの農業資材の高騰対策についてお伺いします。

先ほどの午前中の滑川議員の質問と重複する部分がありました。その部分については割愛させていただきますけれども、この高騰対策の取り組みの一つとしまして、省エネ機械、省エネ暖房機への買い替えのときの支援をされるというのがありました。もう一点は、飼料米の話が出てきました。飼料米に取り組んで、このえさの高騰対策にどの程度の効果が確認されたのかお伺いします。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

その前に、島田和雄議員、あと残り時間 3 分でありますので、簡潔に整理をして質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 今のえさ米の関係でありますけれども、まだ効果というのは、今年 20 年から開始をして、この秋から給与をするということでご理解いただきたいと思います。キロ 50 円で畜産農家に買い上げをいただいております。ただ、このキロ 50 円というのは、いろんなトウモロコシ等から比べるとちょっと高いのかなという感はしますけれども、これからえさが買えなくなってくる、そういう時代も畜産農家は想定があるということで、これは継続して取り組みをしたいということで現在進めております。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員。

- 2 番（島田和雄） それでは、次の質問ですけれども、市として、この農家の窮状を見ていると対策を検討されたと思います。そういった中で、実際にはまだ実行されていないということだろうと思いますけれども、どのような検討がされていたのかお伺いをします。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 現在、市のほうで 2 点ほど若干考えていることがございます。

1 点目としましては、今までお答えしました省エネ対策としてのヒートポンプ、こういうものにつきましては、電気を使うわけでございます。この電気を使う部分につきましては、夜間の割り引き料金が農業者に使えないかどうか、これをぜひ市として関係農業者の方と一緒に、関係企業とちょっと協議をしてみたいなというふうに考えております。夜間電力は相当安いということで聞いておりますので、これをひとつ使えるかどうかということで、これから進めていきたいというふうに考えています。

それともう一点は、いろんなものが上がっていますけれども、特に肥料の高騰が、えらい、今物すごく上がってきております。この肥料の高騰につきましては、我々も、海外からいろいろ来ておるというようなことで、一時的なものではない、これは相当続くということで考えております。そういった中で、特に旭市につきましては、いろんな畜産、これが盛んな市でありますので、ここの畜産から出ますたい肥、これを有効活用したいなと。そこで、肥料を押さえないというようなことで考えております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2 番（島田和雄） その畜産のたい肥でありますけれども、旭市にはふんだんに畜産関係のふん尿があります。これを有効に使っていただきたいと思うわけでありまして、使うには、化学肥料に比べますと使い勝手が悪いといいますが、作物に施しにくい、また成分なんかもはっきりしないと。そういったことで、使い勝手をよくするような研究といいますが、そういったものをやっていただきたいなというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員おっしゃいましたように、使い勝手という部分があります。相当、畜産経営の中においては、逆に本当に使いやすく、いろいろ今作っていただいている方々もいます。特に我々が考えているのが、使い勝手という部分よりも、実はたい肥散布、これがなかなか個々ではできないということで、このたい肥散布を例えば水田等ありますと、請け負う集団、これを育成することが重要かなと。実は国はこの請け負う集団をコントラクターを称しまして、今育成に努めております。このコントラクター等がたい肥散布を請け負いますと、国の補助金の中でたい肥散布につきましては、初年度、たい肥の運搬につきまして1ヘクタール当たり1万円、あるいはたい肥の散布につきましては1ヘクタール当たり初年度1万4,000円、いろんな実は国の支援策もございます。あるいは機械への支

援もあります。こういうものを使いながら、市の中でうまくたい肥が回るようなシステムを考えていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

それでは最後に、銚子市立病院の休止による旭中央病院への影響についてということで、どのような影響が出ているかということをお聞きしますけれども、そんなには今のところは影響はないということをお聞きしましたけれども、これからどんどん増えていくといったことが予想されると思います。そういった場合の病院スタッフ、これが大変だろうと思いますが、過労で倒れられてしまっは本当に元も子もないということで、受け入れ体制ですか、これはこれから整備されていくということでしょうか。特に救急についてお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 現在どおり対処していくつもりであります。特別、銚子がどうかどうだということではございませんで、しばらくこのままの体制でいこうということとであります。いずれにしても、平成23年1月に新棟があとできませんと、機能的にはそれほど改善するということは望めませんので、一刻も早く新しい病棟をお願いしたいと、このように思っております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） ちょっと時間が迫ってきてしまいましたので、最後に、この3番目の医療関係者の受け入れということでお伺いしたいんですが、7対1看護ということが、病院としてはこれの実現が大目標となっている中で、看護師の採用について、9月3日と4日に説明会を実施したということとありますけれども、なるべくこの機会に多くの看護師の方を採用して、ぜひこの7対1看護を実現していただきたいと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） そのように努めていきたいとします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

高 橋 利 彦

○議長（明智忠直） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（ 21 番 高橋利彦 登壇 ）

○ 21 番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。質問は、大きく分けて3点です。

まず初めに、人事について質問をいたします。

これという企業のない我が地では、公務員になりたい、またさせたいと思うのは、本人はもとより、親にとっても願望であります。まず一つ目として、職員の採用について伺います。

市役所、病院、消防など職員の採用の方法と採用基準、それと今年の採用者数、そして他の市町からの採用があれば、その市町からの採用人数について伺います。

二つ目として、職員の昇給昇格についてであります。当然のこととして、条例などの基準により行っていると思いますが、合併後どのような状況になっているのか伺います。

大きな2点目として、病院について質問いたします。

我がまちの病院ということで作られた全国の自治体病院、今、大変な経営の危機となっています。そういう中、我が市では予算規模三百数十億円、それにかかわる借金が二百数十億円の病院計画の予算、経過も含め、議会において全くと言ってよいほど何らの説明もなく、そして質疑もなく予算が決定しました。そして、この9月議会でさらに20億円を超える追加の補正予算、病院建設が始まったら、建設費が幾ら増えようと歯止めをかけることはできないと思います。そして、既に隣の銚子市の病院は事実上の経営破綻、人ごとではありません。旭中央病院がこのような事態になったら、その規模は銚子市の十数倍、市長が口ぐせに言っているように、とても旭市で支えられるものではありません。また、絶対にあってはならないことです。

そこでまず一つ目として、病院建設等の総予算額についてであります。コンサルタント会社、建設会社などに委託した準備段階から事業が終了するまでの総予算額を伺います。

二つ目として、建設にかかわる国・県の補助金はどうなっているのか伺います。

三つ目として、建設のための自己資金はどのように準備してあるのか伺います。

四つ目として、建設のための借り入れ額と借り入れ先はどうなっているのか伺います。

5点目として、病院経営の考え、方針についてであります。全国に約1,000ある公立病院の多くが、赤字が膨らみ経営の危機に立たされている中で、現状、国は自治体に対し今年度中に公立病院改革ガイドラインを公表し、経営効率化すること、再編ネットワーク化、経

営形態の見直しは5年程度としているが、市長、病院長の考え、そして方針について伺います。

3点目として、下水道について伺います。

下水道のあるなしは、文化都市かそうでない都市の基準だと言われます。しかし、そうは言っても、設置者、そして受益者双方に大きな負担がかかりますので、双方にとってメリットがなければ、幾らよいものであっても逆に負担となります。

そこで一つ目として、全体の計画面積と現在の認可面積、その進捗状況について伺います。

二つ目に、認可面積の総事業費の総額について伺います。これは予想でも結構です。

三つ目として、使用料収入と事業にかかわる不足分の市からの補てん額、つまり市の一般会計からの繰り入れ額について伺います。これは19年度で結構です。

四つ目として、基本料金などの使用料について伺います。

五つ目として、認可計画終了後の計画について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の質問の大きな2点目の5、病院経営の考えということについて私のほうからお答えをいたしたいと思います。

今、ちょうど中央病院の経営の改善に関しましては、国の自治体病院の経営改善のアドバイザーになっております松山先生、樋口先生、両先生に入っていて、今、検討委員会を立ち上げて検討していただいております。その諮問を受けた後で方針を決めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、市長が答弁されたとおりでございます。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから人事についてお答えいたします。

まず、職員の採用でございますけれども、すべて公募でございます。それで、1次試験でございますが、東総広域市町村圏事務組合を通じまして、千葉県市町村総合事務組合で実施いたします合同採用試験に参加して実施しております。試験の内容でございますけれども、

これは上級試験と資格免許職というのがございまして、これは資格免許職と申しますのは、保健師、管理栄養士、保育士等々でございますが、択一式の一般教養試験と専門試験を実施いたします。それから、初級試験のほうは、択一式の一般教養試験と作文試験ということで実施しております。それとあと消防職でございますが、択一式の一般教養試験と作文試験、それから消防職の場合には、これに体力測定が加わります。

この受験資格でございます。基準ということがございましたけれども、これは千葉縣市町村総合事務組合の採用試験合同実施要綱に準じております。そのようにして実施しております。

それから、今年度の応募でございますが、これは7月5日から試験の案内を配布いたしまして、8月10日に締め切ったものでございます。一般行政職の上級でございますが、これは採用予定人員が若干名ということで、申し込み者数が64名、うち市内が46名です。それから、一般行政職の初級、これも若干名でございます、申し込み者数が23名、そのうち市内が13人でございます。技術職、土木の上級が、申し込み者数が2名で、そのうち1名が市内でございます。技術職の電気上級、これが申し込み者数が6名で、市内が4名でございます。それから、保育士職でございますが、申し込み者数が27名で、そのうち市内が16名でございます。それから、消防職の初級、これが申し込み者数が17名、そのうち市内が12名でございます。病院職の上級、これが申し込み者数が14名で市内が11名でございます。病院職の初級、これは身体障害者が対象ということになっておりますが、申し込み者数が1名で、1人、市内の方でございます。合計が154名で、そのうち市内が104名でございます。

それから、本年度採用の職員でございますけれども、そのうちの市内と市外のことについてお答えいたします。

まず、市役所のほうなんです、13名いまして、市内が7名、銚子市が2名、匝瑳市が1名、香取市が1名、あとは東庄町が1名、横芝光町が1名でございます。それから、消防職は、8名すべてが市内でございます。

続いて、昇給昇格についてお答えいたします。

職員の昇給昇格については、「旭市職員の職務分類、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」に基づいて実施しております。昇給につきましては、1年間良好な勤務成績であった者の昇給を、4号給を基本として行っております。ただし、55歳以上は2号給ということになっております。これ、従来は1年に1号給だったんですけれども、平成18年度の給与構造改革で、それを四つに分けまして、きめ細かく上げるようなことができるようになって

おります。

次の昇格でございますけれども、産休の職員までは、先ほど申し上げました規則に定める級別資格基準表というのがございます。それで何年というふうに書いてありますので、その基準に達すれば昇格ということしております。いろいろあった方はまた別でございますけれども。

それから、4級主査以上の職員の昇格、4級主査と申しますと従前ですと係長という格付になるわけでございますけれども、これらにつきましては、学歴、それから経験年数と勤務成績等を勘案いたしまして昇格を行っております。この勤務成績の判定でございますけれども、うちのほうでは、勤務評価に代えまして、毎年暮れに各課長との人事ヒアリングというのを実施しております。そういうものを通じまして得た情報を基にいたしまして、上司と相談しながら決定しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、職員の採用についてお答え申し上げたいと思います。

病院は大変多様な職種が多いものですから、採用とまたやめる方も大変多いものですから、非常に説明が分かりづらくなりますので、あえて19年度と18年度でその職員数の職種別の比較を申し上げたいと思います。これは、正規職員と臨時職員を合わせた数で申し上げます。といいますのは、専修医、研修医はまだ臨時職員の扱いをしておりますので、合わせて18年度は1,654人おりましたけれども、19年度末ですとプラス27人の1,796人になっております。その内訳といたしましては、まず医師が、これは増減でありますので、プラス16名です。それから看護師がプラス5人、それから医療技術者がプラス7人、それからその他の職種がマイナス1ということで、全体では19年度末は前年度に比べましてプラス27人という状況になっております。

それから、昇給昇格の関係でございますが、まず昇給については、これは市長部局と同じように年1回4月に昇給を行っております。内容的には、先ほどの総務課長の答弁と同じように、年4号の昇給ですけれども、55歳を超える職員については2号の昇給ということになります。それから、昇格でありますけれども、病院では原則的に4月1日または10月1日に人事評価によって昇格を行っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 私のほうからは、病院のところの（１）から（４）までを答弁させていただきます。

まず、建設の総予算ということでありますけれども、これまで再整備事業のほうですけれども、全体事業費を約317億円と考えてきたところでございますけれども、このたび資材の高騰によりまして22億円増額させていただきたいと考えております。そうしますと、合計金額ですが、338億9,449万6,000円でございます。なお、期間ですけれども、これは平成18年度から24年度までの6年間ということになります。

それから、（２）番の建設費にかかわる国・県の補助金ということでありますけれども、県からの財政融資として、午前中の答弁でも言いましたように、千葉県公的医療機関整備事業補助金というのがございます。こちらのほう、7月末から県のほうと具体的な協議に入っておりまして、金額につきましては、今年度から23年度までの4年間で23億8,000万円であります。さらに県におかれましては、旭中央病院の果たす役割を考慮しまして、さらに増額というのを検討していただいていると聞いております。

それとまた国のほうですけれども、結核患者収容モデル病床事業というので補助金があります。こちらのほう、金額はおよそ4,000万円程度でございます。ですけれども、補助金同士の重複というのはないというようなことでありますので、その分は県の補助金から控除されるというようなことであります。

それから、建設のための自己資金ということでありますけれども、19年度末における現金預金、それと有価証券の合計額でありますけれども、60億7,300万円でありました。昨年度が61億9,200万円ということで、ほぼ同額であります。

それから、（４）番の資金の借り入れ額と借り入れ先というようなことでありますけれども、こちらのほう、借り入れ金額は、以前の予定どおり限度額は209億円というようなことであります。建設費が予算上、約22億円増額しておるところなんですけれども、また一方のほうで県の補助金というのが見込めるようになった。23億8,000万円というのを見込めるようになりましたので、借り入れの予定額総額というのは変わっておりません。それと借り入れ先ですけれども、財政融資ということで国のほうの資金というのと、国の方針でもありまして、一部民間の資金というのも借りるようなことで考えております。

以上です。

- 議長（明智忠直） 下水道課長。
- 下水道課長（中野博之） では、私のほうから3項目めの下水道についてということでご回

答いたします。

まず、１点目の全体の計画面積と現在の認可面積、その進捗状況はということでございます。下水道の全体計画区域は、ＪＲ旭駅・干潟駅を中心とした市街地及び両駅を結んだ幹線道路沿いの990ヘクタールでございます。事業認可の区域でございますけれども、この全体計画区域のうち、ＪＲ旭駅を中心とした区域202ヘクタールの事業認可を取得しておりまして、平成23年度までに整備をする計画でございます。平成20年３月末における供用開始区域につきましては、認可区域202ヘクタールに対しまして153.7ヘクタールでございまして、約76%の整備が完了したというようなことでございます。

次に、２点目の認可計画の総事業費ということでございます。現在、平成19年度までの実績、それから本年度までの予算、それと21年度以降23年度までの計画ということでございますので、まだ確定した数字ではございませんが、23年度までにおける事業費といたしまして計画をしているのが、約133億5,000万円ということでございます。

次に、３点目の使用料の収入と事業にかかわる不足分の市からの補てん額ということでございますけれども、平成19年度、昨年度の実績といたしまして４億1,856万2,000円の一般会計からの繰り入れを行っているところでございます。これにつきましては、使用料の収入が5,096万1,000円でございます。その部分から支出する部分を差し引いたものということでございます。

次に、４点目の使用料でございますけれども、当市の使用料の設定につきましては、２か月20立米までが2,520円という形の固定、それからそれ以上ものについては従量制ということで設定しております。ちなみに１か月当たり20立米でそれぞれの他の県内の事業体等を比較しますと、当市は2,625円という形でございまして、県下で３番目の料金になっているというようなことでございます。

それから、５点目の認可計画終了後の計画についてということでございますけれども、現事業認可が平成23年を目標に順次整備を行っているところでございます。ということで、23年度までには事業認可の変更を行わなければならないという必要がございます。下水道の事業と申しますと、都市計画との整合ということでございますので、現在、合併後の都市計画の見直しを21年度をめぐりに進められているということでございますので、その見直しと整合を合わせたような形で、23年度までには事業認可の変更の手続きを行いたいというふうに考えております。

なお、認可計画終了後の整備計画につきましては、議会とも十分協議を進めてまいりたい

というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まず、最初の人事について、最初の採用の問題でございますが、先ほど総務課長から、消防職員8人はすべて市内だということでございますが、これは受験当時、合格当時も旭市の人間であったのか、それとも最近旭市の住人になったか、その辺をまずお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 消防職員でございますけれども、合格当時、市内だったというふうに認識しております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） ただいま、合格当時、そういうことでございますが、私が調べた段階では市外の人間だったと思うんですよ。この職員の採用は、消防署の職員は特にここに体力ということが入りますので、学力双方の中で合格したと思うんですが、いずれにしても、この採用問題、我が旭市、それぞれ旧住民、古い住民でございますので、それぞれ案外縁戚が多いわけです。それと同時に、みんな古い人間でありますので、それぞれよく実情を知っていますし、またそれだけに親戚関係も多いわけでございます。

そういう中で、特に市長、また我々議員になりますと、人間というのはおもしろいもので、貧乏したら誰も相手にしませんけれども、ちょっとよくなれば、あの電線の引っ張りでも親戚になって、そんなものなんですよ。そういう中で結局、今度はそれで、こういう地域でございますので話題がありませんから、いや、あの議員とあそこの家は親戚だ、あそこはおばあさんが来たうちだと、そういう中で、何もなくても逆にみんな、ああ、あの議員の例えばおばさんのうちのせがれ今度市役所に入ったよとか、あそこの議員のせがれの嫁が市役所を受けて今度受かって市役所へ入ったとか、それから、あそこのうちに今度婿に来るの、あの議員の親戚で、今度試験を受かって婿に来るんだと、実際にあるかないかこれは分かりませんが、そういうことをいろいろ言われるわけですよ。

そういう中で、この採用人事、大分でも教員問題でかなり問題になりましたけれども、これは一般住民に疑問視されないような採用、特にやっぱり今職がないから、俗にニートというんですか、ああいうニートの方々が多い中で、この市役所、また消防でも病院でも入れば

これは一生保障されますので、そういう中では逆にいろいろとみんなのやっかみも入ります。そういう中で、やっぱりきちっとした採用、これはしてもらいたいと思うんですが、そういう中で、まず市長、どうお考えかお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） まさに高橋議員のおっしゃるとおりだろうと思います。そういった意味で、市役所の職員の採用試験に関しては厳正を旨としておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そういうことで、市長、ひとつ採用については疑念を持たれないような採用をしてもらいたい。それと同時に、今、市外からかなり入ってきていますが、やはり今、旭市は、先ほども私が言いましたように、これという職がない中で、やはり旭市から優先して採るべきだと思うんですよ。それによってやはり税収も増えますし、また今少子化の中で、子どもが増えるわけですよ。それをよそから採ったら、税金は向こうの市にいつてしまう。それから、結局、遠くから通えばまた交通費とか何とかかかってしまうんです。ですから、そういう意味でもやはり市内優先、そんなに能力は変わらないと思うんですよ。その辺、どういうふうにお考えですか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私も高橋議員のお気持ちは大変よく分かりますけれども、やはり試験を厳正に執行して、その結果でございますので、なかなか地域で区切るということができないのが実情でございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） これは要望ですけども、そういう中で、結局、最後は面接という一つの切り札があるわけですけども、そういう中でひとつ市内優先ということで、これは要望でございます。

二つ目の今度は昇給昇格の件でございますが、まず昇格の基準ですか、これは先ほどの答弁でございますと、その職に2年以上いた人が昇格するということなことを答弁いただきましたが、じゃ、この2年ぴったりで昇格した人が何人いるのか、例えば今年の4月でもいいです。2年ぴったりで昇格した人が何人いるのか、また、そういう中で1年で昇格した人が

何人いるのか、それが分かれば、当然これは課長はその辺は掌握しているでしょうから、お答えいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 大変申し訳ございませんけれども、手元に数字がございませんので、後ほどお答えするようにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そういうことであれば、後ほどその数字は出していただきたいと思いますが、私が調べた範囲では、2年で昇格した人がかなりいるわけです。また、1年で昇格した人もいます。それらは、どういう昇格基準に基づいて昇格したのか。最終的な切り札は、市長が認めた場合ということがあるわけですが、そこで、どういうことでぴったり2年で昇格したのか、その辺をお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） これは、先ほどお答えいたしましたように、各課長との人事ヒアリングというのが基本でございまして、その情報を、ですから学歴及び経験年数、それから勤務成績等、それから職員の能力、それから適性、業績というのもございます。それらを併せて検討して、その結果で上司に相談してということでございます。確かに短い昇格というのがあるのかもしれません。数字が今手元になくて大変恐縮なんですけれども。例えばその前の昇格があいてしまったというケースもあるかもしれません。その辺もちょっと調べてみたいとよく分からないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そういった理由があると思いますけれども、しかし、今、階級が七つくらいあるんですか。それで、こういう順序でやれば、2年で上がれば14年、三十数歳で課長になっちゃうようなあれなんですけれども、いずれにしても、この人事というのは大変難しい問題があると思います。ここの場合、試験も何もございませんので、ただ本当に感触だけで多分昇格していると思うんです。それ以外ないと思うんです。どうしても自分の周りにいる人はよく見えますから。ですから、当然、その人だけが昇格しちゃうと。そうすれば、その人は確かに理由は幾らでも付けられます。しかし、その人は昇格していいか

もしませんけれども、たった5人か10人特別昇格昇給させたために、今度800人、みんなやる気なくなっちゃうわけですね。

ですから、そういう意味でも、これは人事というのは、よく人は城と言いますが、この旭市を作るのはやっぱりこの職員なんですよ。そういう意味からも、公平な昇給昇格ですか、誰が見てもあの人事は問題ないと。今見たら、こう見ても、この各課の中に大学を出て、ちゃんと資格を持っている人もいるわけですよ。本来、課長より資格を持って、高等教育を受けている人もいます。それらが下で課長らが上というのかなりいると思うんです。ですから、やはりそういう意味でも、誰が見ても平等な昇給昇格、そういうことでひとつよろしく願いしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） ただいまの高橋議員のお考えは本当にごもっともだと思います。今までも私、そのようにしてきたつもりでございますけれども、これからは厳正公平な昇格、これは人事異動も含めてでございますけれども、それについては市長とよく相談しながら努めてまいりたいと思います。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の一般質問は途中でありますが、4時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時45分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋議員の一般質問を行います。

高橋議員。

- 21番（高橋利彦） それでは、病院の1点目ではありますが、公営企業法の予算決算であればこういう出し方で、そういう中ではなかなか見えないわけでございますが、今回の一般会計の補正に約5,800万円ですか、この道路の予算が出ました。そしてまた、これに対する、病院からどういうふうに出るか知りませんが、雑種ということで計画されておるわけでございますが、これは病院の道路の付け替えの予算だと思うわけでございますが、そうなります

と、この予算はこの総事業費の中に入っているのか、まず1点。

それから、今回約20億円から補正しますので338億円になるわけですが、しかし、国などは今度、こういう物価が急上昇している中でスライド方式を入れているわけですね、数年にわたって事業をする場合には。それについては、病院の部長もこの間、スライド方式を取り入れるということでございますが、こうなりますと、建設予算というのは青天井になっちゃうと思うんですよ。

それともう一点、この二十数億円の補正、これは本体に対する10数%のあれですね。残りの約100億円の外構を含めたこの補正が全然組まれていないんですが、これでは、その場しのぎのただ予算を通すための補正予算、建設をするための予算になってしまうと思うんですが、その辺、お答えいただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今3点ほどお伺いいたしました。

付け替え道路の5,800万円は入っているかということでありますけれども、こちらのほうは、もう当初から予算には準備工事の中で組んでおります。そこら辺なんですけれども、ただ、5,800万円ということではなくて3,000万円程度で、おおよそのくらいかかるのかなということで組んでおりました。その分にはちょっと不足になりますけれども、再整備事業の中で駐車場の整備費とかというのが今の金額ほどかからないというのが分かりましたので、そちらのほうで見ていきたいと思っております。

2番目のスライド条項のことでありますけれども、部長からもありましたように、こちらのほうは、当然、契約等で行っていききたいと考えております。ただ、青天井になってしまうのではないかなというようなことでありますけれども、それはそのような状況になりましたらまたご相談というか、ただ、今の段階ではその辺は見えてこないわけですので、今、私どもの補正予算ですけれども、この12月くらいまでの単価の上昇を見込んでのことです。ですので、それ以上の契約、上がった後のことというのは、ちょっと今は、ただ青天井にはならないのかなと。客観的に見ましても、取りあえずはピークは超えたのかなというふうに思っております。

それと残りの、先ほども答弁しましたが、新本館以外の所の工事費というのですけれども、今、きょうの答弁でもいたしましたように、考えられるものですが、そちらのほうは、改修工事とかそこら辺ではあるのかなとは思っていますが、ただ、材料が高騰したというこ

とでは、考えますと、それほど量を使うということでもないので、今の額はまだ変えるというのが必要ないのかなと思っています。だから仮に上がったとしても、金額的には微々たるものだというふうに感じております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 補足を申し上げたいと思います。

先ほど高橋議員からは、今回22億円の補正だけで全体の補正がないというお話がございました。これは、今必要になるのが、当初3か年で継続費を組ませていただいた新本館の建設工事、これが今後の発注に向かって今予算では足りないということを申し上げているわけでありまして、今後、例えば使う1、2号館の改修工事等であれば、それはまた後年度予算の中に盛り込ませていただくということで、今回の補正は、必要な新本館についての補正ということにとどまっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そういう補正の組み方は何でありますか。それでは、ただ議会の目くらましのために補正を組んでいるようなもので、本来なら全体で補正を組むべきだと思うんですよ。

それと、先ほど私は青天井と言いましたけれども、スライド方式というのは多分10%か15%になると思います。そうしますと、例えば10%上がっただけで、金額が金額ですから、約300億円ですから30億円でしょう。そうしますと、当初予算から見て、スライドで30億円、今回で20億円、それから今度はかなり工事をやらない部分がありますよね。そうしますと、当初予算から見たらかなりの金額になるんですよ。

それとまた、先ほど鍋木再整備室長ですか、五千数百万円、そのうち3,000万円しか予算を組んでいない。それをよそから出すわけでしょう。それはよその部分が安く仕上がるからと、そういう確約はどこにあるんですか、あなた。そうしたら、この当初予算がまるっきり全然違うということでしょう。

それとまた、この付け替え道路ですか、この間、建設課長は、付け替えのための工事だと、市道の付け替えの工事だと、それで県へ行った。本来であったら市でこれはやるべきなんですよね。何も県へ行く必要はない。それが県へ行ったということは、付け替え道路ということですよ。そうでなくちゃ、何も今度は、今まで利便性のあった道路をあんなふうにコの字型

に曲げて使い勝手を悪くする必要はないわけですよ。そうしたらそれに対して事務部長は、これは市がやることですからと。じゃ、なぜ市があんなふうに曲げるんですか。普通だったら曲げる必要もないでしょう。あれだけ曲げて、それで開発行為に引っかからないというのは、これは県と旭市の太いパイプ、つまり副市長ですか、それから部長のこれは大なる功績だと思うんです。ですから、本来であればもう去年の暮れに開発行為が変わっているわけです。それが通ったということは、これはお二方の大なる功績ですよ。これは十分私も感謝しますよ。

そういう中で、いずれにしても、その辺、かなりこの工事費が増えると思いますけれども、それをどういうふうにするのか。それから、この約2,000万円くらいの差、この当初の計画ですか、それで安くなるから、それと同時に、また道路の付け替え工事についてはっきりした回答をいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今の高橋議員のご質問で、全体的なところについては私のほうからお答え申し上げたいと思いますが、まず、今317億円に今回22億円を補正させていただければ三百三十幾つの数字になりますが、それは一体これから幾らになるんだと、場合によってはもう青天井になってしまうのではないかというお話がありましたけれども、これは今現在お示しできるのが317億円プラス22億円ということでありまして、それで例えばこれから、今申し上げましたように、1、2号館の改修工事、それから今後やる工事で、確かに物が上がるかもしれません。それから、契約した後に、確かにスライド条項が発動になるような状態になるかもしれませんが、それを今予測することはできないわけでありまして、今時点で言えるのは、当初の予定の新本館については22億円上げさせてくださいと、これはもう資材高騰だということしか我々も言えないんです。今、全体事業費が幾らになるかということと言えと言われても、これはなかなか先のことでありまして、ですから、必要な都度、当初予算の中に、もし増えれば、これだけ増えましたと根拠を示しながらまたお話を申し上げたいということを思っております。

それから、付け替え道路、確かにこれは県のほうに相談に行きました。確かに去年11月だけに法が変わって、従来は対象にならない病院建設、公立病院ですね、これが開発行為になるかどうかということも確かにありまして相談に行きました。詳しくは、私も何度も行っているわけではありませんが、聞いておりますのは、要するに病院は病院です。病院の建設に

伴って道路が曲がることは、これは関係はなくてはならないと思います。ただ、それにしても市道
は市道で市道管理者がいるわけですから、それは市道管理者が地域全体の計画の中で道路を
曲げるということであれば、それはその一つの考えであって、開発行為とはかからないとい
うことを私は聞いております。

以上であります。

会議時間の延長

- 議長（明智忠直） 一般質問の途中でありますが、ここでおはかりいたしたいと思います。
本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

-
- 議長（明智忠直） 一般質問を続けたいと思います。

答弁をお願いします。

病院再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） その当初の駐車場のところの予算もいいかげんだったんじゃ
ないのかというようなことでありますけれども、当初、こちらのほうは特に減額になってい
るのはヘリポート南の所であります。こちらのほうは、設計当初からちゃんとしたというか、
舗装とかそこら辺も考えてのことだったんでありますけれども、今回舗装とかというのは先
送りというようなことで、そこら辺で減額になっておりますので、再整備事業を、決して華
美なことではなくて、いろいろ節約もしながらやっておりますので、そんなところで考えて
できるというようなことであります。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。

- 21番（高橋利彦）　そういうヘリポートの所を舗装にしないとか何とか、結局それでは本当にただ建設するためのことになっちゃう。

それと同時に、結局、この建設の予算が上がったら、もう収支計画からみんな狂っちゃうわけですよ。中央病院の場合は、この前ちょっと答弁いただきましたけれども、2億円、3億円は何ということのない組織でございますので、20億円、30億円、50億円は何ていうことではないでしょう。いずれにしても、そういう中で、この建設費の問題、これはかなり大きな問題だと思いますよ。今回、議員の皆さん方もこれで認識いただいたと思いますが、これについてはもう回数……

- 議長（明智忠直）　4回目です。

- 21番（高橋利彦）　4回目ですね。ですから、これであえて答弁も求めませんよ、そういうことであれば。

次に、建設にかかわる国・県の補助金、これについては、県は23億8,000万円出してくれるということでございますが、しかし、市長は今までの答弁の中で、この予算が通ったら国・県に、極端に言えば毎日でも行ってこれをもらいますよと、そういう答弁をしているわけですが、そういう中で、特にこの旭市の中央病院は基幹病院でございまして、当然、国からも、また県からもそれなりの補助金をもらう、そのためにどういうふうに今まで努力したのか、またこれから努力していくのかお尋ねします。

- 議長（明智忠直）　高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良）　これまでも県、あるいは国へ出向いてお願いをさせていただいております。その一つの方法というのは、県のほうはもう全くオーソドックスに行かせてもらってお願いをさせてもらっていますけれども、国のほうはちょうど医政局長が旭市の出身者でありますから、その医政局長を通じましてお願いをさせていただいております。

ただ、残念なことには、病院の建設に関しては今のところは厚生労働省の補助金はないというのが実際のところですし、病院のこういった果たしている役割というものを十分勘案して、何とかひとつお願いをしたいという形でお願いをさせていただいておりますけれども、今のところはまだいいお答えはちょうだいしてございません。これからも足を運んでお願いさせていただく、そう思っております。

- 議長（明智忠直）　高橋議員。

- 21番（高橋利彦）　いずれにしましても、この中央病院の建設というのは旭市の将来の命

運を担う大事業でございます。そういう中で、特に市長は堂本知事とはじっこんでございますので、そういう中で、堂本知事にひとつその辺は十分理解いただいた中で、応分の補助金をもらえるように努力いただくと同時に、この補助金は既にもう決まっているのか、その辺、答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） もう決まっているのかということでもありますけれども、きょうも出がけにというか、きのう、おとといも医療整備課のほうから電話が来まして、10月、11月に内示額を出せるようにということで、いろいろもう毎日のように連絡をとっております。その中で、私が申しあげました23億8,000万円というのですが、そこら辺は向こうも、議会で話していいよというようなことであります。ただ、後段で私が言いましたように、さらに上乘せというか、そこら辺も考えていることなんですけれども、そこら辺は実際数億円にはなと思うんですけれども、そこら辺はまだ数字的には、努めていますけれども、数字は言わないでくれということでもありますので、そこら辺のほうは、確定ではありませんけれども、その辺あるだろうと見込んでおります。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） その辺は補助金については、国・県からの補助金ですか、なるべく多くもらえるように努力していただきたいと思います。

次に、建設のための自己資金でございますが、現状100億円しかございません。そんな中で、この前の答弁ですと、100億円ありますよ、そのうち、じゃ、どれだけ使えるんだといったら60億円。それが本来であれば減価償却引当金が増えてこの流動資産が増えるのが、逆に昨年から見ますと減っちゃっているわけですよ。それで60億円使えるといったって、これ、実際問題60億円どれだけ使えるんですかね。

その他未収金というのは、これは営業未収金ですから、これは常時固定していると思うんです。そんな中で使えるのは、この現金の41億円、それから有価証券の約19億円、60億円でしょう。60億円の中で、当然、今度は中央病院は年間300億円ですから、月に25億円運転資金が必要なわけですよ。人件費払ったり、それから薬を買ったりした、それが必要なわけですよ。それと同時に、また7月、12月になれば当然ボーナスも払う。そうしますと、今、人件費10億円くらいの中で、ボーナス2か月払ったって20億円必要なわけですよ。このぐらいの

現金、当然、なくちゃしょうがない。実際使えるのはこの有価証券分しかないんですが、その辺、どういうふうに考えているのか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 100億円というようなことでありますけれども、これは1年間に100億円必要とすることではなくて、数年間に使うものであります。先ほどのご質問です。通常の運転資金はどのくらいかということでありますけれども、約20億円くらい通年を通しまして必要であるんですが、そうしますと、再整備事業に使えるお金というのはおおよそ40億円くらいということになります。

それで、1年間のうちで収入とか支出とかいろいろあるわけなんですけれども、補助金とか起債の収入、そこら辺の入金は年度ごとにありますけれども、年度末になるわけです。そうしますと、それまでの間、年度末までの間に例えばこれから工事を始めますと、まだ契約更新があれですけれども、前払い金でありますとか、それから部分払いというものも必要になってくると思います。そうしますと、一時的に市中銀行から借り入れというようなこともあるだろうと思っております。ただ、年度末を繰り越しての資金ではないというふうに考えております。想定しています。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、再整備室長がお答えしたとおり、今、高橋議員がおっしゃっているのは、一時的な資金が足りなくなることがあるんじゃないかという趣旨のご質問でしょうか。

（発言する者あり）

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えいたします。

これは一時的な資金は、今、鍋木が申し上げましたのは、確かに今現金は60億円なんです。病院としての運転資金というのはやっぱり必要になります。議員おっしゃるとおりです。それは約20億円くらい。ですから、いつも使えるお金は40億円くらいなんです。いつも使えるお金がですよ。ただ、これは今後契約をしていって、前払い金だとかそういうのが出てくれば一時的に40億円くらい足りない事態があって、一時借り入れが必要になる事態があるかもしれないということを言いました。

それで、今聞きますと議員のご質問の趣旨は、自己資金が十分足りるのかというご質問で

すが、これについては、たまたまその一時的なお金がそうでありますけれども、毎年毎年減価償却費が生まれたり利益が生まれたりして、そこから返していくという計画でありますので、前から事業性については検証をしてあるとおりであります。ですから、返せるということを行っているわけであります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 部長も課長も、ちょっとこの会計、分からないんじゃないんですか。100億円あるけれども、60億円しか実際問題現金がないと同じなんです。有価証券と、それから現金預金ですか。それで、毎月25億円は何だかんだいろいろ支払いするわけですよ。25億円も現金なくちゃ、給料とかそんなものは払えないわけです。また、盆暮れになったらボーナスを払ったりしたら、人件費だけで20億円ですから、四・五十億円現金がなくちゃ払えないんですよ。

そんな中で、この建設にかかわる資金、頭金ですか、これを到底、60億円といったら60億円払えないでしょう。もしそれを払ったら、今度は一時借入れでも何でも起こさなくちゃならないんですよ。ちょっとその辺、意味が分からないんじゃないですか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今お話しになっているのは、一時的な資金のお話ですね。それで、例えば、確かに今、現時点では手持ちが60億円で、流動資金が20億円必要と、運転資金ですね。人件費もそんなに30億円も40億円も必要ではありません。だいたい、月に6億円ぐらいですから。それで、要は、これから契約をして前払い等をしていきますと、一時的に資金が足りない状態がありますけれども、年度末には起債、あるいは補助金が入ってきますので、年度末では資金の帳じりは合いますということを申し上げているわけです。

あと問題は、先ほどからもう一つ、この事業全体の事業性については、前から申し上げておりますように、事業性についてはもう検証済みというふうに理解をしております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） これをいつまでも言ってもらちが明きませんので、四つ目として、建設のための借入れ額と借入れ先はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） これは冒頭で申し上げましたように、借入れのほうは209

億円を予定しております。それが限度だというようなことであります。このうち、これも先ほど申し上げたんですけれども、今回、昨年度の9月にいろいろご説明しましたのと変わっている点でありますけれども、建設費のほうで約22億円が増加しております。こちらは支出でございます。その代わりというか、補助金のほうが23億8,000万円、これはプラスアルファです。プラスアルファは数字の上では見込んではいませんが、23億8,000万円は見込んでおります。

あと昨年と違うのは、決算見込みのところで収支決算3億6,300万円というところが、こちらのほうは若干減って3億1,000万円になった。それから、累積資金余剰が当時61億9,500万円と言っていたのは60億7,300万円というようなことで、若干違うんでありますけれども、資金的にはそれほど変わらないというようなことであります。そういうわけで、209億円の予定はそのままにしております。

ただ、これは補助金とかが実際増額とかということになれば、借入れはもっと少なくなるわけです。借入れ先でありますけれども、国の財政融資のほうを予定しております。ただ、もう国の方針で100%全部貸してくれるというのはちょっと無理かなと思いますので、その分につきましては市中銀行のほうから借入れるというような予定であります。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） それでは、次の病院の経営の問題です。考え、方針についてでございますが、先ほどの市長の答弁でございますと、今の現状を維持していくという答弁をされていたわけですが、今の現状といたしますと、公設公営。当然、これだけの借金を市が背負った中で公設公営、これは市長の答弁、まさしくそのとおりだと思います。それでないと、結局これが民営化とか何とかになった場合は、不採算な部門の医療、これにかなり影響を与えと思うわけでございます。

しかし、またそういう、先ほど市長は答弁をしておきながら、今度は私の答弁に対しては、改善アドバイザーの2人の諮問を受けた結果、どういうふうにするかという答弁でございますが、それでは市長の信念とまるっきり違ってきちゃう場合もあると思うんです。

それからあと、病院長にお尋ねしますが、病院長、この前、私が経営問題について病院院長だよりですか、これをやったらかなり立腹していたようですが、今回また2回、それにおいては、今の病院は、やはり自治体にとらわれた病院経営ではもうできないと。そういう中で、特に朝日新聞の民営化ですか、これを引用した中でしゃべっておられますが、その辺、

お二方にどのような考えなのか答弁をいただきたいと思います。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） この問題は、先ほどお答えをさせていただいたとおり、今、個人的な検討委員会を立ち上げて、これはもう議会のほうにもご説明を申し上げてありますけれども、検討をしていただいております。その諮問をいただいた後に検討をしていきたい、そう思います。

- 議長（明智忠直） 病院事業管理者。

- 病院事業管理者（吉田象二） 先ほども申し上げましたが、市長の答弁と同じでございます。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。

- 21番（高橋利彦） そうしますと、市長はまだ今後の病院経営形態についてはまるっきり自分の考えがない。また、病院長は、これだけ院内だよりであれしても全然ないと、市長の答えと同じであればということなわけですが、これは公営企業法の中で、当然、この経営形態等について、また経営内容については市長等に報告するというような条例があるわけです。そういう中で、全然その辺は話し合いをされていなかったのかどうかお尋ねをします。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） いつも申し上げておりますとおり、中央病院が果たす役割の重要性、そして旭市における中央病院のその影響の大きさ、そういったものも十分申し上げております。それだけに、どうやったら中央病院をより一層旭市のために生かすことができるかというのが私の一番大きな課題でありまして、そんな意味でも、間違いのない、しかも市民にとってプラスになるような方向で、より一層中央病院に活躍をしていただけるような体制を作りたい、そう思っている検討委員会でございますから、そういったものをしっかりと出していただいて、そして中央病院の方向をきちっと定めていきたい、そう思います。

- 議長（明智忠直） 病院事業管理者。

- 病院事業管理者（吉田象二） 先ほど日下議員のほうからタイタニック号の話が出たわけでありまして、今まではこれでとにかくやっとなってきたということではありますが、今後もこれでいいかどうかということについては、世の中が非常に変わっておりますので、分からない。したがって、今までのことも先ほど日下議員が、傲慢になっているんじゃないかと、こ

う話がありました。やはりそのとおり、その傲慢であってはならないということで、ちょうど公立病院改革プランというふうなものの作成を要請されておりますので、いい機会でございますので、今までのことを振り返って、また今後どうしたらいいかというお話し合いをしているところでございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、院長の今のあれでございますと、今の経営の方向、また今の公営企業の方法ではちょっとまずいと。そういう中では、民営化も念頭に入れているというような答弁でございますが、そうしますと、建設した暁には、もう当然民営化も考えるというような、私は、今、院長の答弁を聞きますとそういうふう考えたわけでございますので、私はそういうことで理解させていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） そういったつもりは全くありません。全くの誤解だと思います。

○議長（明智忠直） 次の質問に移っていただきたいと思います。

高橋議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、誤解ということであれば、私は、民営化は全く院長は考えていないと、そういう認識を持った次第でございます。

それでは次に、下水道の問題でございますが、先ほど課長から答弁がありました、総事業費約133億円ですか、そういう中で、この対象戸数、これはどのぐらいになるのか。そういう中で、対象戸数に対して総事業費は1戸当たりどのぐらいかかっているのか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 認可区域の中の対象戸数につきましては、今現在供用開始をしている区域における1世帯当たりの人口でございますので、それから推計いたしますと2,332世帯あるんじゃないかというふうに推測しております。

事業区域の総事業費につきまして、先ほど約133億5,000万円というふうに説明させていただいております。その中、国庫補助金といたしまして44億7,000万円が見込まれると。

（「そうじゃなくて、もう正直なところ諸所を含めて133億円ですので、最初に2,332戸と言いましたね。それを割り返したら1戸あたりどの

ぐらいか」の声あり)

- 下水道課長(中野博之) この中、国庫補助金とか交付税措置とか受益者負担金ございますけれども、議員のご質問でございますと、総事業費は単純にその戸数で割ればということでございますので、その単純に割るとというのが、それぞれ全体計画等も含めてやっておるところもございますので、ある程度意味を持たないところがあるかとは思いますが、単純に割り返しますと572万5,000円という形になります。

以上です。

- 議長(明智忠直) 高橋議員。

- 21番(高橋利彦) 1戸当たり約600万円ほどかかるということですね。分かりました。

では、3番目のこの使用料収入と事業にかかわる不足分の市からの補てん金、その中で市からの補てん金、先ほどの答弁ですと約4億2,000万円ですか、これを受益者じゃなく接続戸数で割り返しますと、1戸当たりどのくらいかかるんですかね。

- 議長(明智忠直) 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

- 下水道課長(中野博之) この一般会計繰入金につきましても、先ほどお話ししたとおり、ここの中にも交付税措置分等もございますので、その辺も差し引いてということだと思いますけれども、ご質問が単純に割り返せということでございますので、単純に割り返しますと、一般会計繰入金が4億1,856万2,000円でございますので、先ほどの世帯数で割り返しますと1世帯当たり36万3,650円という形になります。この世帯数につきましては19年度末でございますので、19年度末の接続世帯数は1,151世帯でございますので、これで割り返したということでございます。

以上でございます。

- 議長(明智忠直) 高橋議員。

- 21番(高橋利彦) では、4番目の使用料でございますが、先ほど平均で2,625円、県内では3番目に高いということでございますが、これに関連して、例えばだいたいこの1戸当たり3人から4人だと思いますけれども、その3人、4人という、そういう浄化槽があるかどうか、5人くらいの浄化槽、今、だいたいどのくらいするのか。それから、それに対するくみ取り料ですか、年間どのくらいかかるのか、分かればちょっと答弁いただきたいと思います。

- 議長(明智忠直) 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

- 下水道課長（中野博之） 合併浄化槽でいきますと5人槽という形になると思うんですけれども、この5人槽の合併浄化槽の1年間の維持管理料が8万5,000円ぐらいと考えております。この内訳といたしましては、年間の保守点検費用が6万5,000円、それから年間の汚泥処理処分料が2万円という形で8万5,000円。これを1か月当たりで割り返しますと7,083円という形になります。だいたい1世帯1か月当たり7,000円ちょっとかかっておるんじゃないかというふうに推測しております。

以上です。

（「合併浄化槽が幾ら」の声あり）

- 議長（明智忠直） 下水道課長。
- 下水道課長（中野博之） ちょっと手持ちでないもので、正確ではございませんけれども、おおむね80万円ちょっとかかっていたんじゃないかなというふうに記憶しております。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。
- 21番（高橋利彦） 今、合併浄化槽が約80万円、それで維持管理が年間8万5,000円といえますと、私が調べたところでは1万5,000円くらいなんです。ちょっと値段に開きがありますけれどもね。

いずれにしても、この下水道、戸当たり577万円、約600万円、それから今度はこの接続した方々には市から1戸当たり36万3,000円ですか、これは税金から補てんするわけですね。それに対して合併浄化槽であれば、80万円くらいですか、それで年間維持費は課長は8万5,000円とかと言いましたが、私の調べたのは1万5,000円くらいなんです。かかっても3万円だと思うんです。そうした場合、果たしてこれが市として、また受益者として本当にメリットがあるのか、戸当たり600万円も、約570万円かけるなら、合併浄化槽をただで付けてやってもいいと思うんです。それから、市から36万3,000円負担するなら、この合併浄化槽をただで付けて、またそのくみ取り料をただでやってもいいと思うんです。

この23年までの認可区域は別、もう始まったからしょうがないですが、そういう中で、市長はどういうふうにこの下水道について考えを持っているのか、その辺、答弁いただきます。ちょっとこれは課長はなかなかできないでしょうから。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 今、高橋議員から、その総体的なかかった経費等の話がございましたけれども、この下水道というのは国が進める事業でありますから、国のいわゆる補助、あるいは交付税の算入措置というのが非常に手厚くなっております。そういったものを含めて経費はこのくらいかかっているんじゃないかということになるだろうと思いますけれども、例えば補助金ですと44億7,000万円、あるいは交付税措置分として72億6,000万円、こういったものが算入されてくるわけでして、そういったものを引けばそんなに大きな数字とはならない。

同時に、いわゆるそういったものからトイレあるいは台所、そういったものから流れ出す水が非常に周りの河川を汚染するということで、この事業を取り入れて取り組んでおるわけでありまして。同時に、もう旭市の場合ですと、整備は徐々にしてまいりますけれども、最初の処理場なんかも躯体工事の分としては、もう作ってある分はある。そういった面では、これからの加入戸数が増えれば、そういったものの経費というのも低くなっていくわけでございますので、そういったものも勘案をしながら、大いに経費はできるだけ節減ができるように努めてまいりますけれども、この下水道の工事としては認可区域990ヘクタールに向かって進めてまいりたい、そのように考えております。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。

- 21番（高橋利彦） 市長の今の答弁ですと、これからも下水道事業は工事を続けていくということでございますが、このままいったら、まだ5分の1しか終わらないわけですね、130億円と今までかかっている中で、ただ単純に計算しますと4倍掛けたら520億円かかるわけですね。それは補助金があるなしは別にしてですよ。

それから、今度は市からの繰出金、その順序でやりましたら16億円税金を垂れ流ししちゃうわけですね。旭市の今の市税は幾らあります、約70億円くらいでしょう。70億円というのと、16億円垂れ流したら、5分の1弱、ただ下水に捨てちゃうんですよ。そういう中ではこれは十分、きれいごとを言わないで、やっぱり旭市の財政を含めた中でこれは検討していただくのが筋じゃないかと思うんです。

以上です。それ以上は答弁を求めません。これで終わります。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（明智忠直）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　５時３１分